

有田川町障害者計画及び

第4期障害福祉計画

(案)

平成26年12月

有 田 川 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 障害福祉制度の変遷（国の動き）	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 他計画との関係性	4
第2章 障害のある人を取り巻く現状	5
1. 統計データ等からみる障害のある人の状況	5
2. 障害者福祉サービス等の実施状況	12
第3章 基本理念と施策体系	20
1. 基本理念	20
2. 基本原則	21
3. 各分野に共通する視点	21
4. 施策体系	23
第4章 各論	24
1. 相互理解の促進 ～啓発・広報、情報・コミュニケーション～	24
2. 安心して暮らせる生活基盤の整備 ～生活支援、保健・医療～	27
3. 地域での自立基盤の整備 ～教育・療育、雇用・就労～	31
4. 住みよい生活環境基盤整備 ～生活環境、防犯、防災～	36
第5章 第4期障害福祉計画	40
1. 障害福祉計画について	40
2. 施策の体系	42
3. 平成29年度までの成果目標	43
4. 障害福祉サービス等の見込みと確保の方策	46
5. 障害のある児童への支援	50
6. 地域生活支援事業の見込みと確保の方策	51
第6章 推進体制	61
1. 住民・事業者・地域などとの協働の推進	61
2. 個々の障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施	61
3. 計画の達成状況の点検及び評価	61

資料編	62
1. アンケート調査の結果概要	62
2. 団体ヒアリング調査の概要	73
3. 用語集	74

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

有田川町では、平成21年3月に「有田川町障害者計画」、平成24年3月には「有田川町第3期障害福祉計画」を策定し、「地域 生き生き、豊かな安心のまち ありだがわ」を基本理念として、すべての障害のある人の自立と社会参加の実現をめざして、障害のある人の施策の推進に取り組んできました。

国では、国際連合の「障害者の権利に関する条約」の締結に必要な、国内法の整備を始めとする障害のある人の施策の抜本的な見直しが行われており、これまで「障害者基本法」の改正（平成23年8月公布）や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成23年6月公布）、平成22年12月及び平成24年6月の2回にわたる「障害者自立支援法」の大幅な改正（平成24年6月の改正によって「障害者総合支援法」に改称）が行われています。

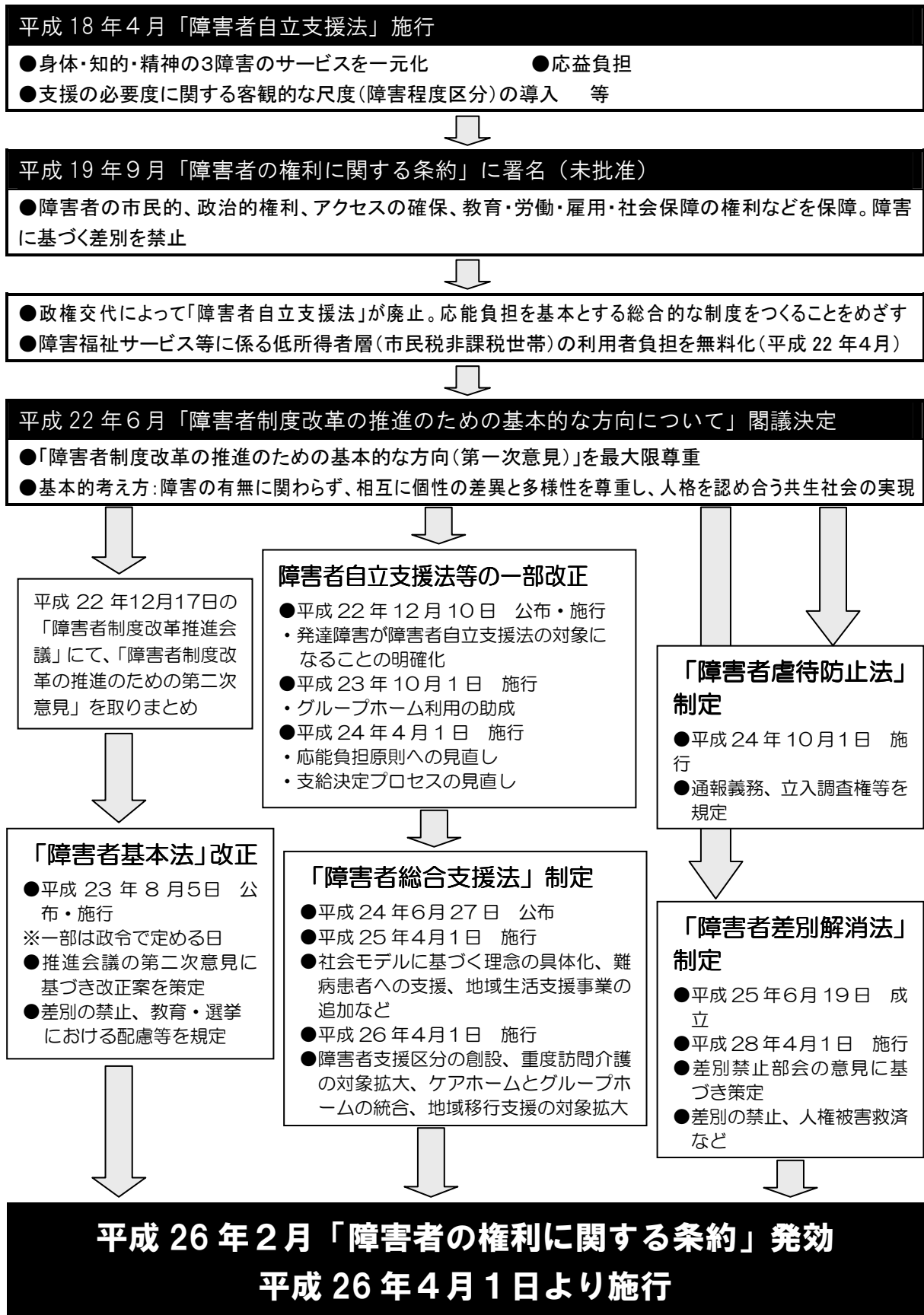
また「障害者差別解消法案」（平成25年6月成立）によって、公的機関については「社会的障壁の除去」を障害のある人や家族から求められた場合に「合理的配慮」をすることの義務付けが行われるよう求められています。

「障害者基本法」の改正では、社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念など）の除去や、合理的な配慮がされなければならないとの規定がなされています。個人が、希望に応じた社会的活動への参加を妨げられないためにも、施設・設備のバリアフリー化といった物理的障壁の除去はもちろん、雇用、就学その他の社会活動への参加に際しての障害等による排除など、制度上や慣行上の障壁の除去も含めた日常生活における問題の解決が重要となっています。

こうした法制度の変革の動きに的確に対応していくとともに、現行の「有田川町障害者計画」の実績やアンケート、ヒアリング調査の結果を踏まえ、障害のある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会をめざし、啓発・広報、地域生活の支援、保健、医療、雇用、教育、生活環境、危機管理など幅広い分野を対象とした、「有田川町障害者計画及び第4期有田川町障害福祉計画」（以下、本計画）を新たに策定します。

本計画における障害の「害」の表記については、本計画策定委員会において検討いただき、「障害のある人が障害になるのではなく、本人に障害があるために、生活していく中で支援や補助を必要とする人」などの意見が出され、議論の結果、今まで通りの「障害」という表記としています。

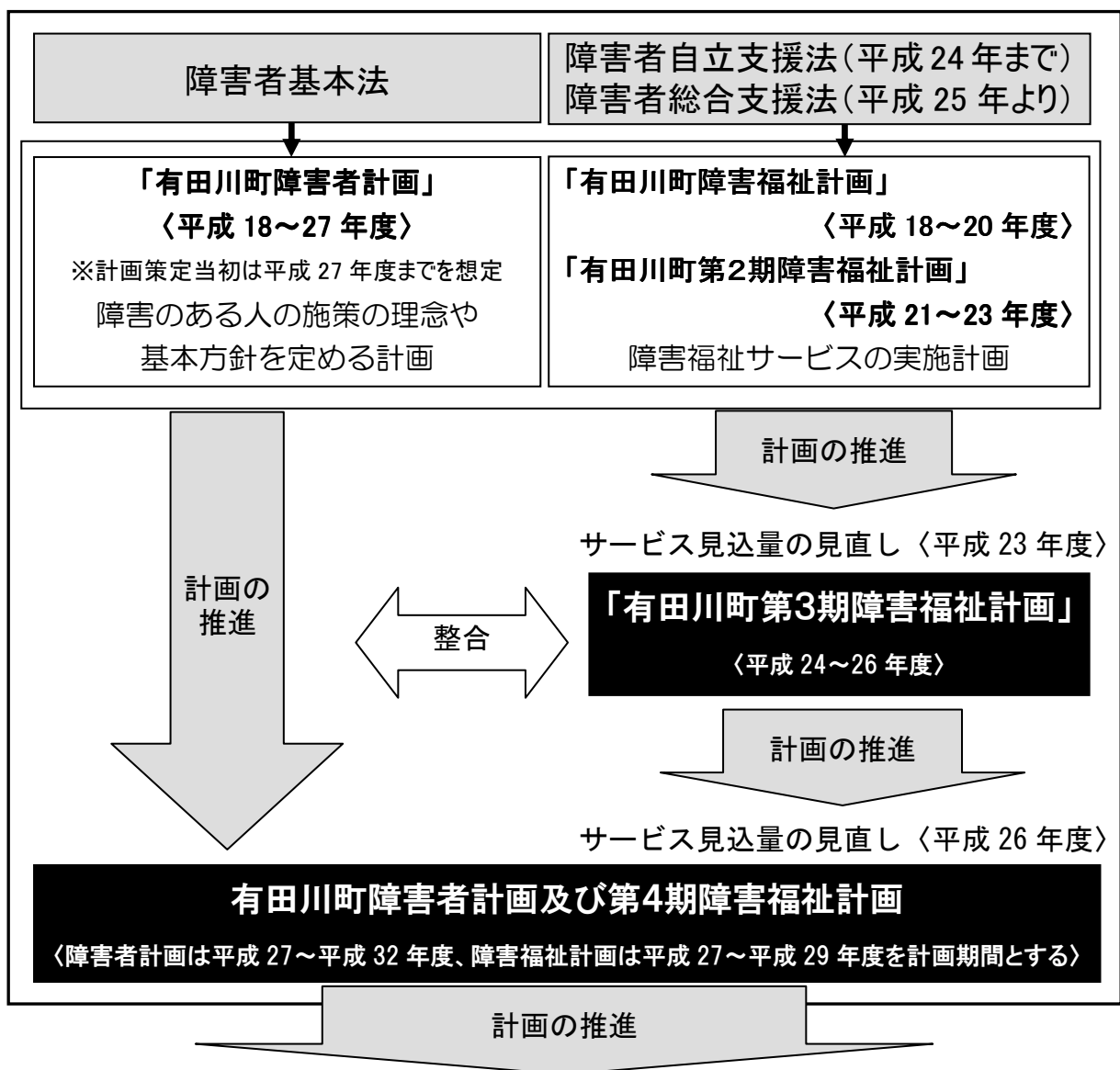
2. 障害福祉制度の変遷（国の動き）



3. 計画の位置づけ

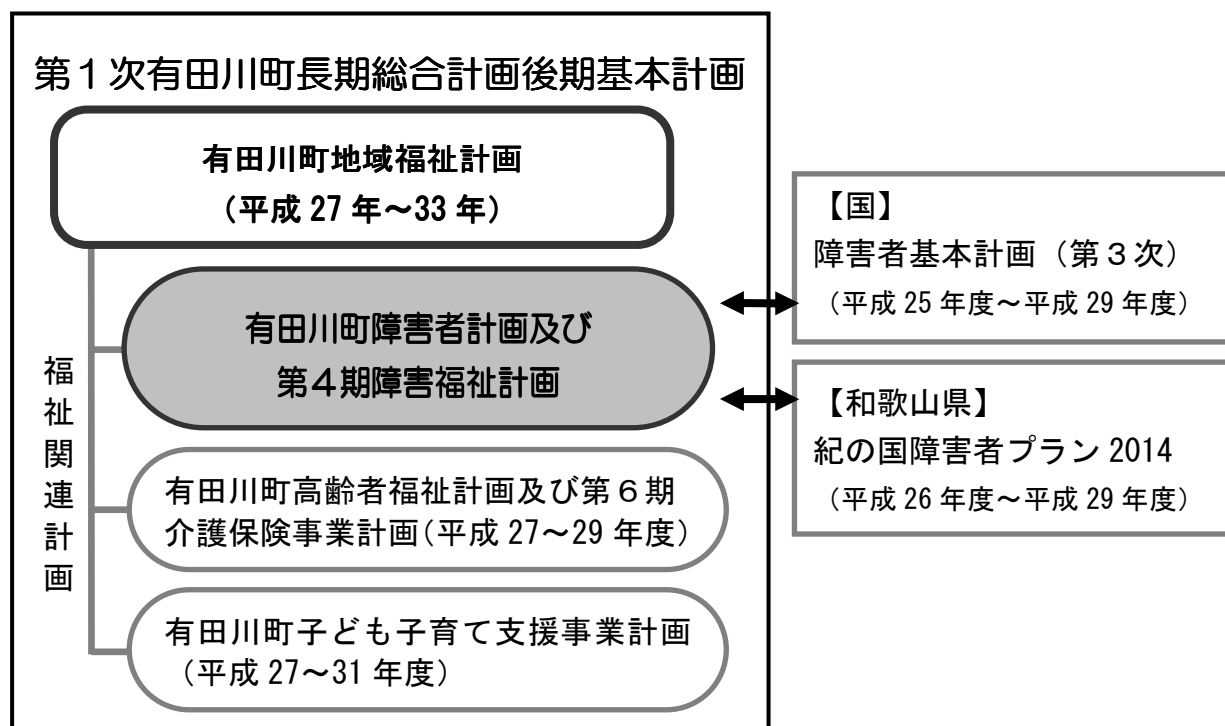
本計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画と、「障害者総合支援法」に基づく障害福祉計画の2つの計画を一体的な計画として策定するものです。

市町村障害者計画は障害者基本法第 11 条第3項に基づくものであり、障害のある人の施策を推進するための基本理念、基本目標を定めることにより、その方向性を明らかにし、今後の障害のある人の施策推進のための指針となるものです。また、市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画となります。



4. 他計画との関係性

本計画は、国の「障害者基本計画（第3次）」（平成25年度～平成29年度）や、和歌山県の「紀の国障害者プラン2014（第4次和歌山県障害者計画改定 第3期和歌山県障害福祉計画）」（平成26年度～平成29年度）を踏まえ、「第1次有田川町長期総合計画後期基本計画」を上位計画として、様々な関連計画と整合性を持たせたものとします。



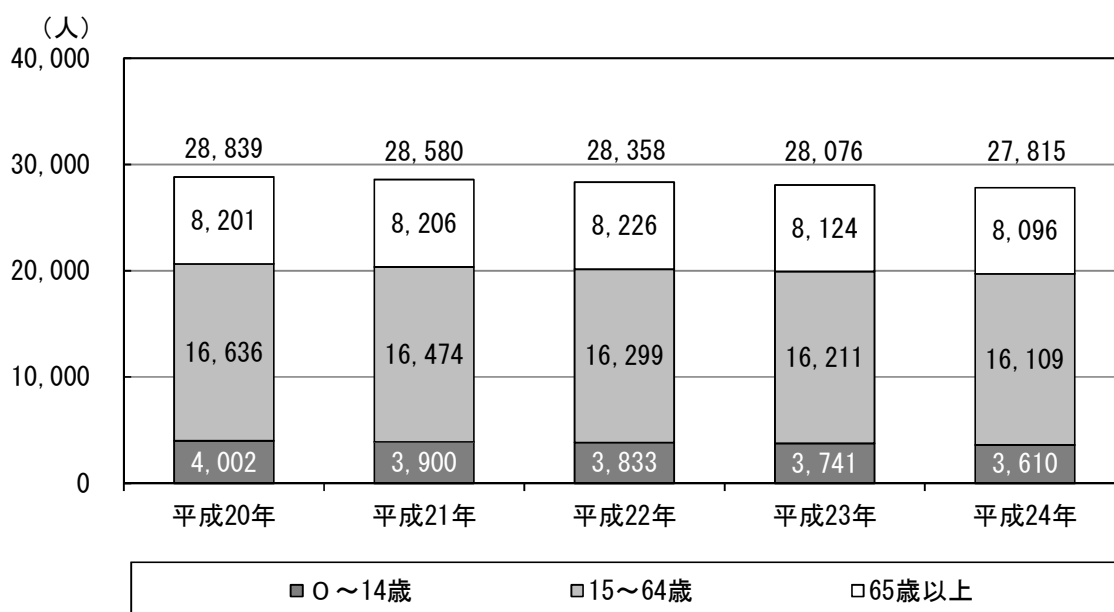
第2章 障害のある人を取り巻く現状

1. 統計データ等からみる障害のある人の状況

(1) 総人口の推移

有田川町の総人口の推移をみると、平成20年から24年にかけて総人口は1,024人減少しています。

■人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

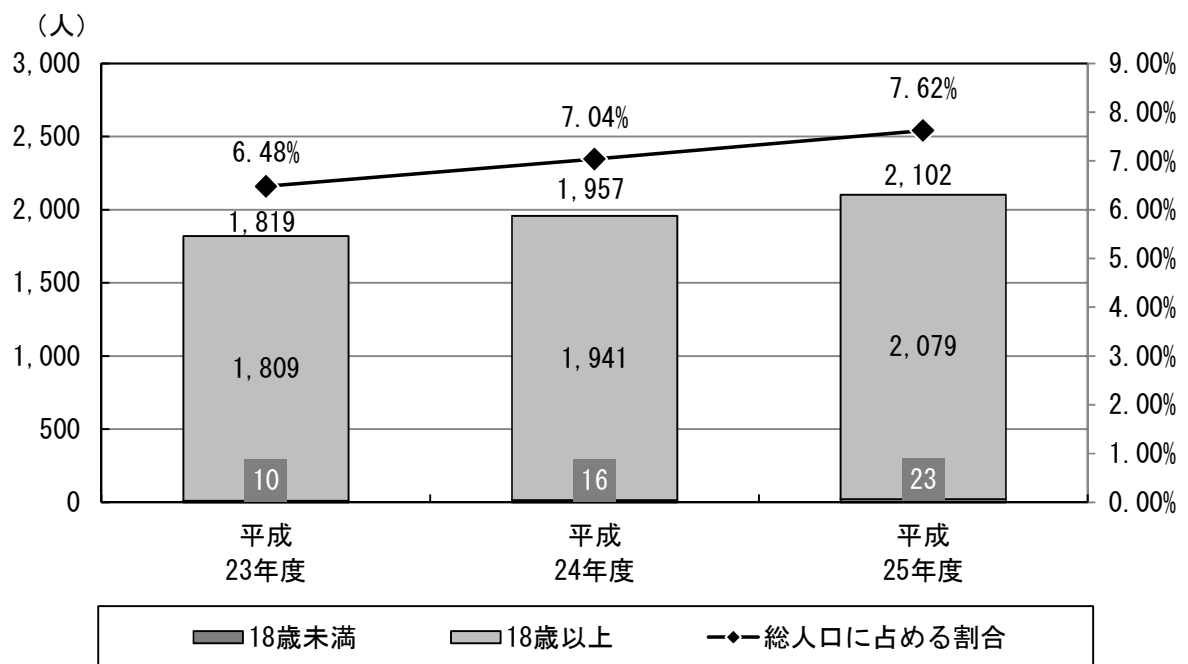
(2) 障害のある方の状況

①身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成 23 年度から 25 年度にかけて所持者数、総人口に対する割合ともに増加しています。

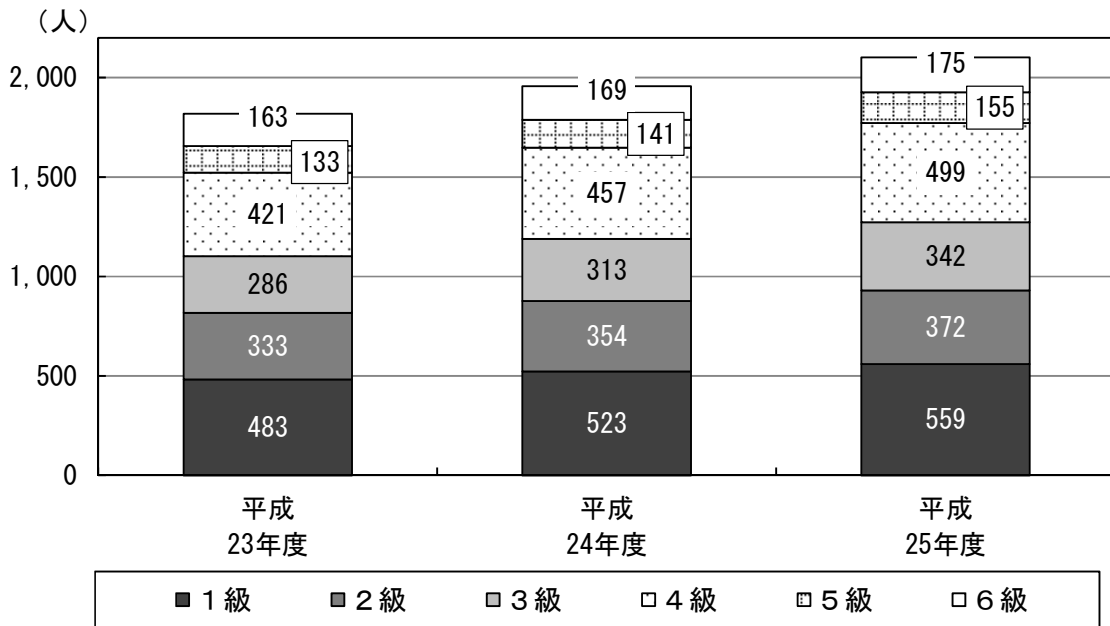
障害の程度別、種類別ともに、各項目で増加しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



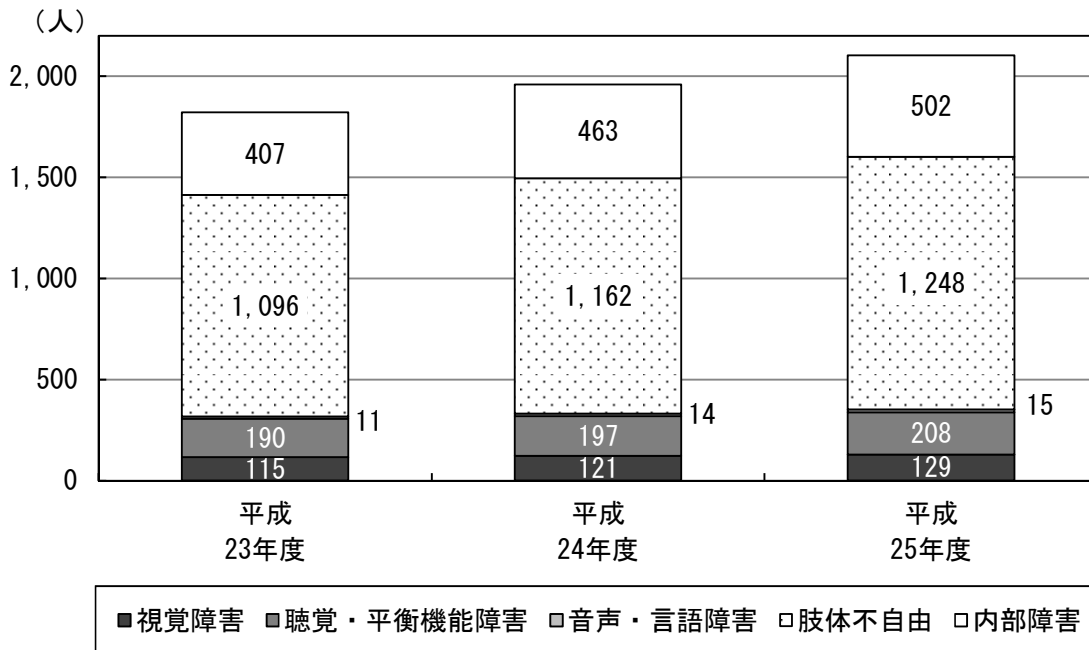
資料：やすらぎ福祉課（各年 3 月 31 日現在）

■障害の程度別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：やすらぎ福祉課（各年3月31日現在）

■障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移



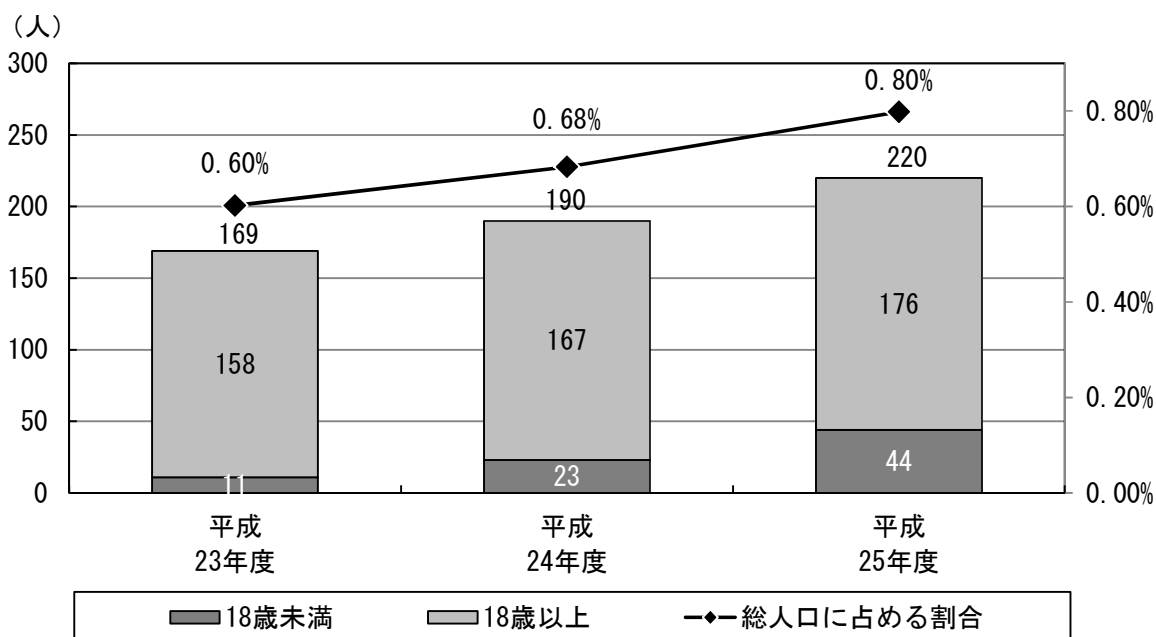
資料：やすらぎ福祉課（各年3月31日現在）

②療育手帳所持者数

療育手帳所持者数の推移をみると、平成23年度の169人から、平成25年度には220人と51人増加しています。また、総人口に占める割合は平成25年度に0.80%となっています。

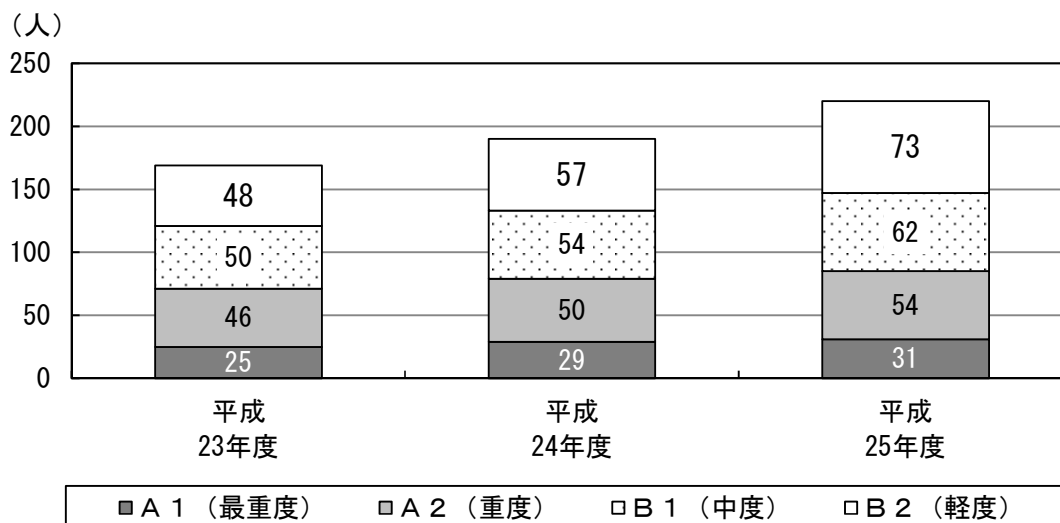
程度別にみると、どの程度も増加しています。

■療育手帳所持者数の推移



資料：やすらぎ福祉課（各年3月31日現在）

■障害の程度別療育手帳所持者数の推移



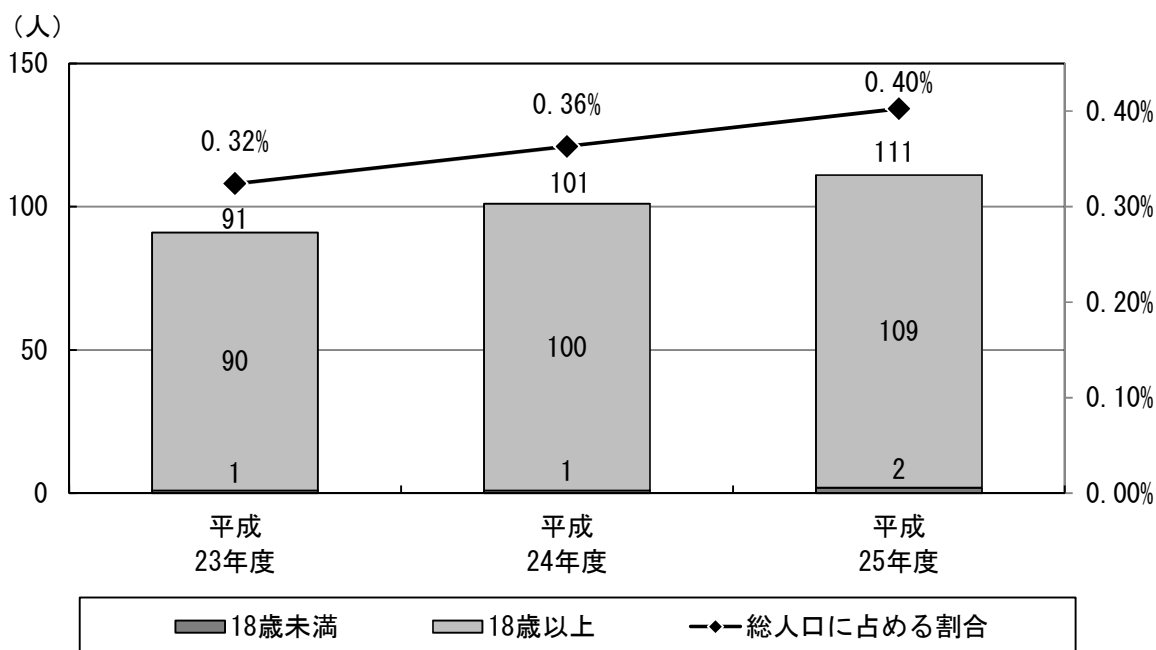
資料：やすらぎ福祉課（各年3月31日現在）

③精神障害者手帳所持者数

精神障害者手帳所持者数の推移をみると、平成 23 年度の 91 人から、平成 25 年度には 111 人と 20 人増加しており、総人口に占める割合は平成 25 年度に 0.40%となっています。

程度別に推移をみると、平成 23 年度から 25 年度にかけて、2 級、3 級は増加していますが、1 級は減少しています。

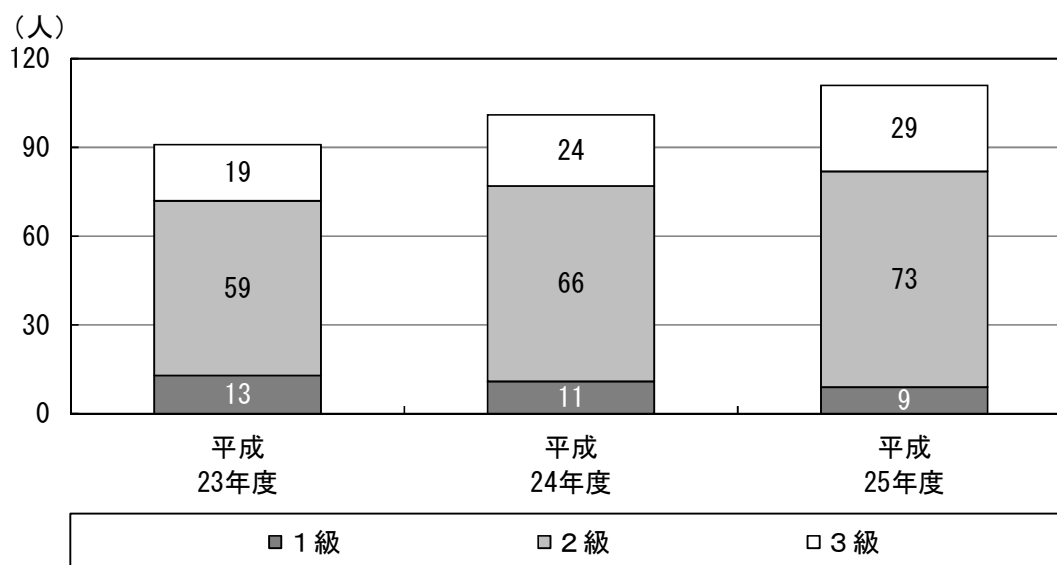
■精神障害者手帳所持者数の推移



資料：やすらぎ福祉課調べ（各年 3 月 31 日現在）

総人口は住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在、平成 25 年度のみ 1 月 31 日現在）

■程度別精神障害者手帳所持者数の推移

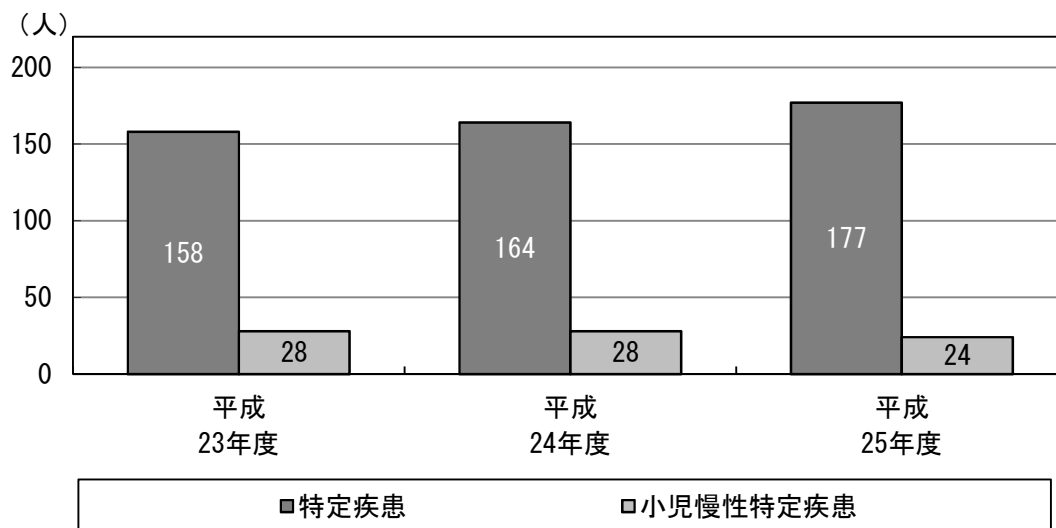


資料：やすらぎ福祉課（各年 3 月 31 日現在）

④難病患者数

難病患者数の推移をみると、特定疾患は平成 23 年度の 158 人から、平成 25 年度には 177 人と 19 人増加しています。小児慢性特定疾患は平成 23 年度の 28 人から、平成 25 年度には 24 人と 4 人減少しています。

■難病患者数の推移



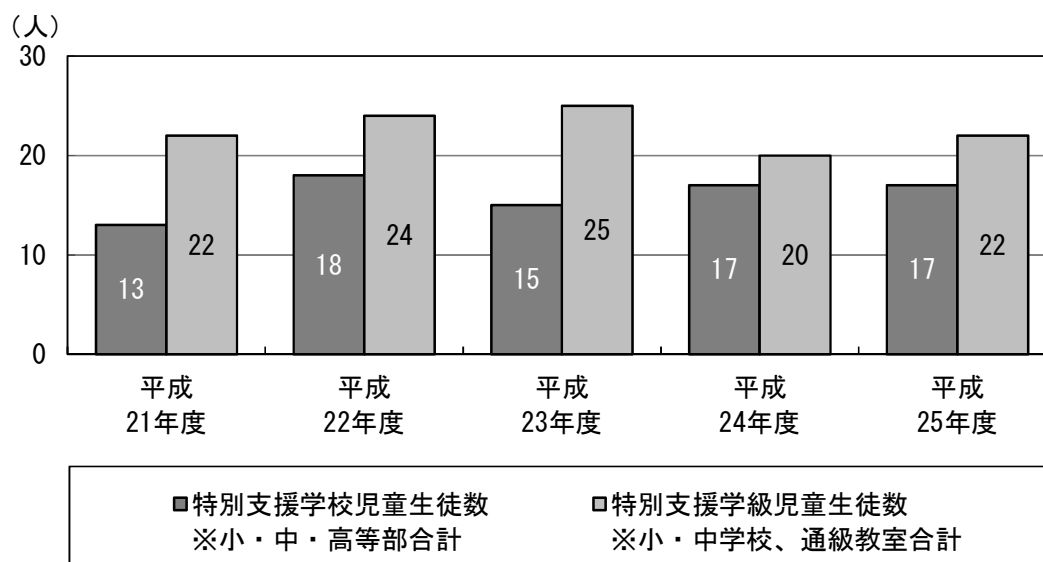
資料：湯浅保健所（各年 3 月 31 日現在）

(3) 障害のある児童・生徒の状況

特別支援学校・学級の在籍者数についてみると、ほぼ横ばいで推移していますが、特別支援学校の児童生徒数よりも、特別支援学級の児童生徒数が多くなっています。

また、特別支援学校卒業後の進路についてみると、就職よりも福祉施設通所・在宅の方が多くなっています。

■特別支援学校・学級の在籍者数の推移



資料：こども教育課、特別支援学校（各年3月31日現在）

■特別支援学校卒業後の進路

単位：人

	進学	専修学校等 入学	就職	福祉施設通 所・在宅	その他
平成 21年度	0	0	1	1	0
平成 22年度	0	0	1	4	0
平成 23年度	0	0	1	1	0
平成 24年度	0	0	1	3	0
平成 25年度	0	0	1	2	0

資料：こども教育課、特別支援学校（各年3月31日現在）

2. 障害者福祉サービス等の実施状況

(1) 第3期障害福祉計画における数値目標の達成状況

①施設入所者の地域生活への移行

平成 25 年度末現在、有田川町における入所施設の入所者数は 20 人、削減数は 7 人となっており、第3期計画の数値目標を達成しています。また、地域移行数は平成 20 年度から平成 25 年度までの累計で 5 人となっており、平成 26 年度 4 月にも 1 人が地域へ移行しています。引き続き、実情に応じた目標を設定し、支援していく必要があります。

単位：人

項目	第3期計画		実績
	平成 17 年(基準)	平成 26 年度末目標	平成 25 年度
入所者数	27	20	20
削減数	-	7	7
地域移行数	-	2	5

②福祉施設から一般就労への移行

平成 22 年度の福祉施設利用者 1 人が、一般就労へと移行しました。引き続き目標達成に向け、有田圏域地域自立支援協議会の中で関係機関を交えて、就労支援を行っていく必要があります。また、本人の適正にあった職場を開拓し、就職後のフォロー体制を整え、職場への定着の支援が求められています。

単位：人

項目	第3期計画	実績
	平成 26 年度末目標	平成 25 年度
一般就労 移行者数	2	1

(2) 障害福祉サービスの提供状況

高齢化の進行と、各種障害者手帳の所持者の増加に伴い、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用して利用する人が増加しています。

①訪問系サービス

訪問系サービスの合計利用時間は増減を繰り返していますが、合計利用人数は見込みを下回って減少傾向にあります。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績※ (見込み)
居宅介護 重度訪問介護	時間/月	600.0	577	650.0	703	700.0	671
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	60	43	65	41	70	35

※平成 26 年度は 7 月までの実績より算出。

②日中活動系サービス

就労継続支援 A 型、B 型の利用実績は増加していますが、就労移行支援は減少しています。療養介護は見込み以上の実績で、横ばいで推移しています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績※ (見込み)
短期入所	人日/月	150	112	160	99	170	101
	人/月	13	8	14	8	15	7
生活介護	人日/月	720	767	810	749	900	796
	人/月	40	42	45	41	50	42
自立訓練(機能訓練)	人日/月	0	0	21	10	21	21
	人/月	0	0	1	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日/月	124	0	124	0	124	0
	人/月	4	0	4	0	4	0
就労移行支援	人日/月	44	65	44	56	66	19
	人/月	2	3	2	3	3	1
就労継続支援A型	人日/月	550	486	550	532	550	541
	人/月	25	23	25	25	25	24
就労継続支援B型	人日/月	660	522	682	605	704	620
	人/月	30	28	31	33	32	33
療養介護	人/月	7	8	7	8	7	8

※平成 26 年度は 7 月までの実績より算出。

③居住系サービス

居住系サービスをみると、共同生活援助においては、見込みを下回って増減を繰り返しています。施設入所支援は、平成 24 年度に見込みを上回っていましたが、その後は年々減少しています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績※ (見込み)
共同生活援助 (・共同生活介護)	人/月	27	23	28	22	30	24
施設入所支援	人/月	20	23	20	21	20	20

※平成 26 年度は 7 月までの実績より算出。

④計画相談支援

計画相談支援は、平成 24 年度から、原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する人について利用計画の作成が必要となったことを受け、年々利用者が増加し、平成 26 年度の支給決定者は 36 人となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 ^{※2} (見込み)
計画相談支援 ^{※1}	人/月	30	4	60	21	100	36
地域移行支援	人/月	2	0	2	0	2	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0

※1 計画相談支援の実績は、支給決定者及びモニタリングの合計。

※2 平成 26 年度は 7 月までの実績より算出。

(3) 障害のある児童への支援

「障害のある児童への支援」をみると、児童発達支援では平成 24 年度から平成 26 年度まで、見込みを大きく上回っています。放課後等デイサービスでは、毎年利用者数、延べ利用日数ともに増加傾向にあります。

障害児相談支援については、指定相談事業所の相談支援専門員が作成する計画案に代えて、保護者と支援者で支援内容を調整し、「セルフプラン」として作成して提出することが可能となっており、平成 26 年度には 8 人の実績となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 [※] (見込み)
児童発達支援	人日/月	299	329	367	541	380	716
	人/月	22	32	27	50	28	57
放課後等デイサービス	人日/月	300	160	400	253	500	213
	人/月	15	12	20	13	25	13
保育所等訪問支援	回/月	0	0	6	0	9	0
障害児相談支援	人/月	2	0	3	1	5	8

※平成 26 年度は 7 月までの実績より算出。

(4) 地域生活支援事業の実施状況（必須事業）

①相談支援事業

「相談支援事業」は、相談支援事業所以外に、平成 26 年度に 1 か所増える見込みでしたが、平成 26 年 10 月現在、2 か所となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績※ (見込み)
障害者相談支援事業	か所	2	2	2	2	3	2
地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有	有	有

※平成 26 年度は 9 月までの実績。

②成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度利用支援事業」は、年間で 3、4 人の利用を見込んでいましたが、0、1 人の実績となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績※ (見込み)
成年後見制度利用支援事業	人/年	3	1	3	0	4	0

※平成 26 年度は 9 月までの実績。

③コミュニケーション支援事業

「コミュニケーション支援事業」は、平成 24 年度から 26 年度にかけて増加しており、平成 26 年度の実績（見込み）は 20 人となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績※ ² (見込み)
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人※ ¹ /年	13	9	13	13	13	20

※¹ 延べ利用者数。 ※² 平成 26 年度は 6 月までの実績より算出。

④日常生活用具給付等事業

「日常生活用具給付等事業」は、平成 24 年度から 26 年度まで、見込みを上回る実績となっており、特に排泄管理支援用具は見込み以上に、利用件数が増加しています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績※ (見込み)
【合計】	件	330	567	382	630	434	596
介護・訓練支援用具	件	4	2	5	1	6	0
自立生活支援用具	件	5	9	6	11	7	4
在宅療養等支援用具	件	10	6	10	7	10	10
情報・意思疎通支援用具	件	5	5	5	2	5	4
排泄管理支援用具	件	300	544	350	607	400	576
住宅改修費	件	6	1	6	2	6	2

※平成 26 年度は 9 月までの実績より、年間の見込みを算出。

⑤移動支援事業

「移動支援事業」は、平成 24 年度から 26 年度まで、利用者数では見込みを下回る実績となっています。利用量では、平成 24、25 年度で見込みを上回っています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績※ ² (見込み)
移動支援事業	人※ ¹ /年	10	16	13	21	16	17
	時間/年	600	797	700	1,080	800	717

※¹実人数。※²平成 26 年度は 9 月までの実績。

⑥地域活動支援センター事業

「地域活動支援センター事業」をみると、利用者数は見込みを下回る実績となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績※ (見込み)
地域活動支援 センター事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年	10	7	10	6	10	8

※平成 26 年度は 6 月までの実績。

(5) 地域生活支援事業の実施状況 (任意事業)

①日中一時支援事業

「日中一時支援事業」をみると、見込みを上回って推移しており、これまでの利用実績を踏まえた確保方策が必要です。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績※ (見込み)
【合計】	回分/年	90	953	100	937	110	194
	人分/年	9	11	10	16	11	10
日中一時支援事業 (A 型)	回分/年	-	703	-	797	-	194
	人分/年	-	9	-	15	-	10
日中一時支援事業 (B 型)	回分/年	-	250	-	140	-	0
	人分/年	-	2	-	10	-	0

※平成 26 年度は 9 月までの実績。

②更生訓練費給付事業

「更生訓練費給付事業」をみると、平成 24 年度から平成 26 年度まで、実績はありません。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績※ (見込み)
更生訓練費給付事業	回分/年	13	0	14	0	15	0

※平成 26 年度は 9 月の実績。

③知的障害者職親委託制度事業

「知的障害者職親委託制度事業」をみると、毎年1人の利用実績があります。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績※ (見込み)
知的障害者職親委託制度事業	人/年	1	1	1	1	2	1

※平成 26 年度は 9 月までの実績。

④身体障害者自動車改造助成金交付事業

「身体障害者自動車改造助成金交付事業」をみると、見込みは下回っていますが、平成 25 年度以降、利用実績があります。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績※ (見込み)
身体障害者自動車改造助成金交付事業	件/年	2	0	3	2	3	1

※平成 26 年度は 9 月の実績。

⑤身体障害者自動車操作訓練事業

「身体障害者自動車操作訓練事業」では、利用実績はありません。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績※ (見込み)
身体障害者自動車操作訓練事業	件/年	1	0	2	0	2	0

※平成 26 年度は 9 月の実績。

第3章 基本理念と施策体系

1. 基本理念

基本理念

健やかで安らぎ、心豊かなまち
ありだがわ

障害者基本法第1条には、「障害者施策は、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」と規定されており、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす必要があります。

本町では、人口の減少や高齢化の進行、各種障害者手帳の所持者の増加など、障害のある人を取り巻く環境は変化しており、より一層の福祉の充実が求められています。

障害のある人が、必要な支援を受けながら自らの意思に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえるとともに、本計画の策定によって各々の個性が尊重され、誰もが自らの能力で自己実現でき、安心して、一人の住民として同じ立場で暮らしていける有田川町をめざしていくことが必要です。

そのために、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去し、日常生活や社会参加に必要な一人ひとりに応じた支援を、個人や家族だけの課題とするのではなく、地域全体の理解・協力のもとで受けることができるよう、「健やかで安らぎ、心豊かなまち ありだがわ」をめざしていきます。

2. 基本原則

(1) 地域社会における共生等

共生社会の実現のためには、障害の有無に関わらず、同じ人権を持つ人として認められ、人間らしく暮らし、生きる権利があることが重要です。有田川町においては、障害者基本法第3条に基づき、以下のことをめざします。

- ① 障害のある人みんなが、社会の一員として、社会、経済、文化などすべての分野の活動に参加できるようにします。
- ② 障害のある人みんなが、どこで誰と生活するのかを自分で選択し、地域社会において他の人々と共生できるようにします。また、それを妨げられることのないようにします。
- ③ 障害のある人みんなが、手話などの言葉や、点字、指点字、触手話、要約筆記、筆談、分かりやすい言葉など、必要なコミュニケーションの方法を選択することができるようにします。また、情報を手に入れ、利用する方法を選択できるようにします。

(2) 差別の禁止

有田川町では、障害者基本法第4条に基づき、以下のように啓発し、差別をなくすこと、差別をすることのないように努めていきます。

- ① 障害があるという理由で障害のある人を差別し、その権利を認めないようなことをしてはならない。
- ② 障害のある人の能力や活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去については、合理的な配慮がされなければならない。

3. 各分野に共通する視点

(1) 自己決定の尊重と意思決定支援

障害のある人は、自らの決定に基づき社会に参加する主体であり、障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害のある人の家族も含めて意見を聴き、その意見を尊重することが必要です。

また、障害のある人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう支援に努め、意思疎通のための手段を選択する機会の提供に努めます。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障害者施策が、障害のある人が日常生活または社会生活で直面する困難に着目し、自立と社会参加の支援という観点に立って推進される必要があることを踏まえ、生涯における全段階を通じて切れ目のない適切な支援を受けられるよう、教育、医療、福祉、保健、雇用等の各分野の関係機関が連携して支援します。

(3) 障害特性等に配慮した支援

障害者施策は、性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じた支援の必要性を踏まえて策定及び実施する必要があります。発達障害、難病、高次脳機能障害といった外見上認識されないことが多い障害については、住民の理解の促進を図り、障害のある人が地域において、自立した生活を送れるよう支援の充実を図ります。

(4) アクセシビリティの向上

障害の有無に関わらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにするため、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している障壁の除去を進め、社会のバリアフリー化を促進し、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさ(=アクセシビリティ)の向上を図ります。

(5) 就労の支援

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには就労が必要であり、その適正に応じた能力を発揮することができるよう、福祉、教育、労働の各分野の連携を強化し、総合的な施策の推進に取り組みます。また、就労が困難である人についても、福祉的支援を受けながら就労系事業所で得た自らの収入と障害年金で自立した生活ができるよう、支援の充実を図ります。

(6) 総合的かつ計画的な取り組みの推進

障害のある人が地域や施設で安心して暮らせるよう、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、支援体制の整備を進めます。また、効果的効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策等、障害者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

4. 施策体系

基本理念

健やかで安らぎ、心豊かなまち ありだがわ

基本方針	施策の内容
1. 相互理解の促進 ～啓発・広報、情報・コミュニケーション～	(1)啓発・広報活動の推進 (2)交流・社会参加活動の促進 (3)情報バリアフリー化の推進 (4)情報提供の充実
2. 安心して暮らせる 生活基盤の整備 ～生活支援、保健・医療～	(1)相談体制の整備 (2)権利擁護の推進 (3)文化芸術活動、スポーツ等の振興 (4)保健・医療の充実 (5)障害福祉サービスの充実
3. 地域での自立基盤の整備 ～教育・療育、 雇用・就労～	(1)障害の早期発見・早期療育 (2)障害のある児童への切れ目のない 療育の充実 (3)総合的な就労支援施策の推進 (4)雇用の拡大
4. 住みよい生活環境基盤整備 ～生活環境、防犯、防災～	(1)住みよいまちづくりの促進 (2)住環境の整備 (3)地域福祉の推進 (4)防災対策の推進 (5)防犯対策の推進
5. 第4期障害福祉計画	

第4章 各論

1. 相互理解の促進 ～啓発・広報、情報・コミュニケーション～

課題と方針

障害者総合支援法では、障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、必要な支援を行い、福祉の増進を図り、障害の有無に関わらず国民がお互いを尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現が大きなテーマとなっています。

本町では、障害の有無に関わらず、地域の人々がお互いを理解し合えるよう、広報紙やホームページを通じて啓発活動を行っているほか、各団体や社会福祉協議会と連携して、児童生徒を対象にした体験活動やふれあいキャンプ、講演会、各福祉施設、地域老人会と学校の交流活動等も実施しています。

さらに、障害のある人への情報提供の充実は特に重要となっています。各種制度やサービスを有効に活用するためにも、利用希望者には正確な情報提供を行い、各種実施事業の理解を促進し、必要とする人が本当に必要とするサービスを受けられる仕組みづくりを行っています。

障害の有無に関わらず共に生きる社会を実現するためには、社会を構成するすべての人々が、障害や障害のある人に対する理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念を社会全体に浸透させることが重要となります。今後も引き続き、広報・啓発活動を充実させ、健康の維持・増進や自己実現の観点からも、障害のある人の社会参加の機会の拡充に努めます。また、地域住民への生涯学習等を通じた福祉教育や、交流活動の機会を活用することで、障害のある人への理解・交流のさらなる促進を図ります。

アンケート調査及び団体ヒアリングからのご意見

- ・障害についての理解が深まり、住みよい環境づくりをしてほしい。
- ・耳が悪いため、テロップや電光掲示板で表示してほしい。野外放送や農電放送も聞こえないため、緊急時にどうやって情報を知ればいいのかかわからない。
- ・手帳を持っていることで受けられる支援や手当など、一目で何を利用できるのかわかりやすい案内がほしい。
- ・小学校からの情報はほとんどないため、支援学級・学校に関わらず同じ情報がほしい。
- ・支援等の更新手続きが近づいたら封書で教えてほしい。
- ・役所が支援するだけでなく、家庭での理解が一番大切。
- ・障害者同士、障害者関連団体同士の意見交換会等を行い、交流を深めたい。

(1) 啓発・広報活動の推進

○各種メディアの活用

- ・広報紙やホームページをはじめ、障害に関する資料や施策、制度改正、イベント、サービスに関するパンフレット及び新聞、テレビ等のマスメディアを積極的に活用し、広報・啓発に努める。

○「障害者週間」等の周知

- ・「障害者雇用支援月間」（9月）、「障害者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）の周知を図り、これらの機会を活用し、障害者用駐車スペースの確保の啓発等、街頭での啓発活動を行い、障害への理解を深める行事の実施に努めます。

○学校等における福祉教育の推進

- ・各種体験活動やボランティア活動及び学習の時間を設け、保健師や保育士等と連携しながら、学校等における児童・生徒に向けて障害のある人が障害のない人と同じような生活をする配慮や、障害のある人への自然な手助けを行う体験等、福祉教育を推進します。

○地域社会における福祉教育の推進

- ・地域における研修会やイベントの開催等を通じ、地域・職場等での障害に対する正確な理解と認識の促進に努めます。

○講座・講習会、各種福祉関連イベントの実施・支援

- ・障害に関する理解を深めるための学習会や、障害の有無に関わらず様々な人が参加・交流できるイベントの開催にあたり、広報を通して幅広く参加者を募る等、開催支援に努めます。

(2) 交流・社会参加活動の促進

○学校等における交流活動の推進

- ・施設、事業所等の関係機関や団体との連携により、学校における福祉・ボランティア活動や総合的な学習の時間を利用し、交流機会の充実を図ります。

○地域社会における交流活動の推進

- ・地域において、障害のある人が積極的に住民同士の交流を深めることができるよう、関連団体・関係機関と連携しながら、各種交流活動の推進に努めます。

○文化・芸術活動の推進

- ・障害のある人や障害のある人々の団体等による、文化・芸術活動への取り組みを支援します。
- ・講演会等における手話通訳・要約筆記のボランティアを派遣する等、障害のある人が参加しやすくなるよう努めます。

○指導者の育成支援

- ・文化・芸術・スポーツ活動等、各種交流活動に関する経験や専門知識を持った指導員の育成に努めます。

(3) 情報バリアフリー化の推進

○各種福祉奉仕員の養成支援

- ・視覚や聴覚に障害のある人の活動を支える幅広い人材の確保を図るため、ガイドヘルパーや手話通訳・要約筆記等を行う各種福祉奉仕員の育成に努めます。

(4) 情報提供の充実

○各種広報媒体の活用

- ・広報紙やパンフレット、ホームページ等の各種広報媒体を活用し、福祉サービスや障害の制度の紹介を行い、必要情報の周知を図ります。

○窓口及び団体・事業所等での情報提供体制づくり

- ・窓口において、障害者（児）のしおり等の配付や、障害者手帳交付時や各種手続きの申請時等を利用した情報提供を行うとともに、事業所や団体・医療機関等、障害のある人の身近な場所にパンフレットを置いたり、イベント時に配布する等、様々な機会において情報の提供に努めます。

○障害の特性に配慮した情報伝達手段の充実

- ・活字文章読みあげ装置等を庁舎窓口等に設置のほか、講座等の開催による手話通訳者の養成や点字での支援、要約筆記奉仕員の派遣を行う等、障害の特性に配慮した情報提供の充実に努めます。

○サービスに関する情報提供・相談支援の仕組みづくり

- ・相談支援事業や相談員等による、障害のある人の自立に結び付く適切なサービス利用を支援する包括的な情報提供・相談支援体制を維持します。また、圏域内の新たな相談支援事業の開設等に対する支援にも努めます。

2. 安心して暮らせる生活基盤の整備 ～生活支援、保健・医療～

課題と方針

障害のある人への施策を推進していく上で、相談体制の充実は特に大切になっています。しかしながら、各種サービスの情報や相談する所がわかりづらく、サービスや制度の利用につながりづらいのが現状です。特に、学齢期には学校等より情報が入りますが、成人すると情報が得にくく、地域での支援がより必要となってきます。医療面では、生活習慣の変化にともなう生活習慣病の予防措置として各種健診を行っています。今後の健診受診率の向上が課題となっています。

保健、医療、医学的リハビリテーション等を充実し、障害・疾病の早期発見から、適切な医療による症状の安定化及び改善へとスムーズにつなげる仕組みづくりを行い、障害のある人が住み慣れた地域で健康的な生活を送ることができるまちづくりを推進します。

また、障害のある人の日常生活を支援する上で、身近な地域での福祉サービス提供体制をより充実させていく必要があります。サービスの適正利用へ向けた包括的な相談支援体制を強化し、計画相談により一人ひとりに適したサービスの組み合わせや支給量を決定します。あわせて、モニタリングの実施によって、問題点や改善点を関係機関で評価・検討し、それぞれの生活状況に応じたサービスの提供に努め、障害のあるすべての人が地域で自立し、豊かな生活を実現できるよう支援します。

アンケート調査及び団体ヒアリングからのご意見

- ・精神障害に関しては、他の障害よりもサービスが少ない。統一してほしい。
- ・一人暮らしは生活面で不安。月に1回程度、電話ではなく直接声かけをしてほしい。
- ・ボランティア等、話を聞くだけの人が必要。
- ・成年後見制度が分かりにくい。
- ・交通の便が少なく、家族が留守時の急病の場合、連絡方法が心配。
- ・身近で障害の程度によってできるスポーツを知りたい。
- ・老老介護はつらく大変なので、施設等に気楽に入居したい。
- ・朝から夜8時ごろまでや、日曜日のデイサービスがあればいい。
- ・ホーム利用と短期入所の併用ができるようにしてほしい。
- ・ショートステイできる施設が町内にほしい。
- ・障害者の身になって、法整備や施策全般を見直してほしい。形にはめないその人にあった支援ができる制度が必要。
- ・障害者自身や保護者が高齢化する中、高齢者ではない障害者を対象としたサービスが必要。
- ・障害福祉サービスを利用しながら生活できており、今後もこのまま暮らしていきたい。

(1) 相談体制の整備

○相談窓口の充実

- ・担当課における相談対応の充実に努めるとともに、庁内各関係分野と連携して相談窓口の明確化と相談体制の充実に努めます。
- ・手話サークル等講習会・研修会への職員の参加促進を図り、障害の特性に応じた窓口対応の充実に努めます。
- ・委託先の相談支援事業は夜間も対応しており、相談対応の充実に努めます。

○相談支援の充実

- ・圏域内において、相談支援を行う事業所が増えつつあり、相談支援事業者と連携し、障害福祉サービスの利用援助や社会資源の活用・助言、日常生活全般の相談への対応、専門機関への紹介等、相談支援に努めます。
- ・各相談機関の連携による相談支援体制の強化を行うとともに、相談内容を事業・施策へと反映できる効率的な仕組みづくりに努めます。
- ・有田圏域自立支援協議会において、総合的な相談支援体制を構築するとともに、会議内容の充実に努めます。

○地域における相談活動の充実

- ・身体障害者・知的障害者相談員や相談支援事業所の相談員の周知に努めます。また、民生委員児童委員等、地域の身近な相談先の周知を行います。
- ・身体障害者・知的障害者相談員や相談支援事業所の相談員、民生委員児童委員等に対し、必要な情報の提供を行い、地域での相談機能の強化を図ります。

○虐待の防止

- ・関係団体・機関からなるネットワークを活用し、障害のある人や児童に対する虐待の防止をはじめ、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止などに向けたシステムの構築に努めます。
- ・また、障害者虐待防止法の適用により、相談窓口を町民に周知します。

(2) 権利擁護の推進

○権利擁護の推進

- ・サービス利用の機会がすべての必要とする人に適切に与えられるよう、地域福祉権利擁護事業の浸透に努めます。
- ・判断能力が不十分な知的障害や精神障害のある人、高齢者の権利を守ることができるよう、成年後見制度の普及を図ります。

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

○スポーツ活動の推進

- ・障害のある人のスポーツの充実を図り、障害の有無にかかわらず参加できるスポーツ大会の開催を支援します。障害者スポーツ大会への参加や、講師を招いてのフライングディスク講習会の開催について、継続的な実施に努め、より参加しやすいよう競技種目の見直しや、参加者の拡大を図ります。

(4) 保健・医療の充実

○健康づくりの推進

- ・定期的な健康相談、健康教室の開催や個別保健指導により、健康管理に関する情報提供を行い、生活習慣病予防・改善の機会づくりに努めます。

○健康診査の充実

- ・国民健康保険加入者を対象として、特定健康診査、特定保健指導を実施します。他の保険者との連携についても検討を進め、生活習慣病予防・改善のためのがん検診を実施します。
- ・健診後のフォロー体制の充実に努め、予防、早期発見、早期治療へとつなげます。

○医療・リハビリ体制の充実

- ・医師会、歯科医師会との連携のもと、住民が必要な時に適切な治療を受けることができるように、診療機能の向上を働きかけます。
- ・医療機関等と連携しながら、医学的なりハビリテーション基盤の確保に努めます。

○難病患者への支援

- ・難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減し、適切な在宅支援を行うため、湯浅保健所や障害者生活支援センター等をはじめとした保健・医療・福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。

○精神保健福祉施策の推進

- ・精神障害のある人や、その家族に対する相談支援体制の充実に努めます。精神科を有する病院と連携し、家庭訪問や精神相談、デイケア教室の実施や相談支援事業所による相談により、長期入院されている方の円滑な地域への移行を推進します。

○医療費助成制度の実施

- ・障害者総合支援法による自立支援医療の給付を実施します。
- ・重度心身障害者医療助成を実施します。

(5) 障害福祉サービスの充実

○自立支援給付事業の充実

- ・相談支援事業所による計画相談により、それぞれに合った介護給付・訓練等給付に関わるサービス提供体制の基盤整備とともに、適切な支給、サービス内容の充実に努めます。

○地域生活支援事業の充実

- ・障害のある人が地域において自立した生活ができるよう、移動支援事業や日中一時支援事業等の地域生活を支援する各種事業の充実に努めます。

○補装具費の支給

- ・身体上の障害を補う用具の購入・修理費を支給します。

○施設・作業所への支援

- ・施設・作業所への情報提供や授産製品のPR活動、福祉関連事業に関する人材育成を行う等、各種支援を図るとともに、事業実施にあたっての連携・情報共有体制づくりに努めます。
- ・障害者優先調達推進法の方針に基づき、作業所等の成果物や労働等の役務について、利用するよう周知・啓発に努めます。

3. 地域での自立基盤の整備 ～教育・療育、雇用・就労～

課題と方針

障害のある子どもがそれぞれの個性を發揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障害の早期発見・早期療育から、一人ひとりの特性に応じた適切な教育を行う、一貫した療育・教育体制を整えることが大切です。

障害の早期発見・早期対応を行うため、各種健診や発達相談を実施しています。しかし、保護者の障害の受容が難しく、早期の療育につながりにくいといった課題もあります。そのため、関係機関と教育委員会、行政における福祉部局と教育部局が連携して療育ネットワークを作り、障害の特性に応じたきめ細やかな教育指導に努めています。

障害のある人の地域での就労の場の確保は、地域での自立生活を営むための手段である以上に、社会参加、社会貢献の促進や本人の生きがいづくりにつながり、生活の質の向上を図る上で非常に重要です。しかし、就業後のフォロー体制が不十分なこともあり、安定的長期雇用にいたるケースは少なく、一般就労の定着支援が課題となっています。そのため、関係機関が連携し、企業への啓発、就労へ向けた訓練事業や支援制度等の各種就労支援施策を充実させ、障害のある人の雇用機会・職域の拡大を図り、それぞれの意志や能力に応じた就労を支援していく必要があります。

また、施設就労においては、施設の運営支援による事業の安定化や就労者の工賃水準の向上を図り、障害のある人がその一人ひとりの状況に応じた就労が行えるよう、安定的就労の場の確保も必要となります。そしてそれを支えるため、優先調達推進法に基づき、庁内における物品等の購入を促進し、住民にも広げていくことが課題です。

アンケート調査及び団体ヒアリングからのご意見

- ・発達の遅い子どもを児童・生徒数の多い保育所や小学校に入れるのは不安がある。先生には発達障害児への対応の仕方を理解しておいてほしい。
- ・障害者が心無い人に差別されることのないよう、学校等でしっかり教えてほしい。
- ・高齢社会が進む中、お互いが助け合える心を育てる社会にしてほしい。
- ・障害者が自立でき、安心して任せられる施設やグループホームを充実してほしい。
- ・働きたい気持ちはあるが、電車で一人で通えず、父母が送り迎えをしている。
- ・求職中だが、公共職業安定所に行っても職がない。障害者が働ける職場がほしい。
- ・働いているが、給料が少なく将来が不安。同じように悩んでいる人の意見を聞いてみたい。
- ・それぞれの状態を思いやり、障害を持っていても働ける環境づくり、安心して暮らせる町づくりをしてほしい。

(1) 障害の早期発見・早期療育

○各種健康診査の充実

- ・妊婦・乳幼児健康診断の充実により、障害の早期発見に努め、疾病及び障害の予防、軽減を図ります。
- ・妊婦健康診査費用の助成に努めます。

○相談・訪問指導の充実

- ・妊娠・出産・育児の不安や悩み、育児ストレスの解消を図るため、保健師や母子保健推進員等が妊婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康の保持増進を図るとともに、障害の早期発見、療育相談等に応じます。
- ・健康相談・家庭児童相談等と医療機関との連携を強化し、よりよい支援体制作りをめざします。

○療育体制の整備

- ・保健師や保育士による対象者の早期把握から、療育につなげる支援体制作りを行い、療育教室や、保育所内療育等を充実させ、療育環境の整備に努めます。

○発達障害のある人への支援

- ・発達障害に対して、乳幼児から成人期まで一貫してきめ細やかな支援が行えるよう、発達相談の実施回数の拡大や地域での支援体制整備に努めます。

(2) 障害のある児童への切れ目のない療育の充実

○障害のある児童に対する保育の充実

- ・障害のある児童一人ひとりが、障害の種類や程度に応じてステップアップし、適切な保育や支援を受けられるよう、保育所・家庭・保健師・児童相談所・児童発達支援センター等の専門機関との協議の上、保育士の加配や情緒障害児学級の設置、教員の研修会への参加や配置の拡大、特別支援教育コーディネーターの設置等、適切な就学に向けた環境の整備に努めます。

○相談体制の充実

- ・保護者の子どもの成長段階における悩みや不安を解消し、障害のある児童一人ひとりに最も適切な保育・教育の場が提供できるよう、相談窓口の充実、関係機関の連携強化により、相談体制を充実させます。

○学校教育の充実

- ・障害のある児童一人ひとりが適切な教育を受けられるよう、特別支援学級の設置、施設のバリアフリー化等、よりよい教育環境整備に努めます。
- ・特別支援学級や小・中学校において、特別な支援を必要とする児童生徒を担当する教職員の資質向上に向けた支援を図ります。
- ・障害の有無に関わらず、共に学習を行うことにより、児童生徒同士の交流を促進し、インクルーシブ教育システムへの理解が深まるよう、特別支援教育の推進及び啓発を進めます。

○特別支援教育の推進

- ・教育、保健、医療、福祉、就労の関係機関の連携を深め、乳幼児期から就労にいたるまでの一貫した支援体制の整備を図ります。
- ・それぞれの障害に応じた特別な教育的支援の充実に努め、特別支援学級における校内支援体制を推進します。

○就学・進路指導体制の充実

- ・児童発達支援センター、保育所、特別支援学校・学級、放課後等デイサービス事業所、教育委員会、保健師、相談支援事業所、地域子育て支援センター等との連絡を密にし、療育ネットワークを作り適切な就学指導を推進します。
- ・学校、行政、ハローワーク、企業の連携を強化し、障害のある児童の状況に適した就学・進路指導を行います。

○遠距離通所における補助制度の活用

- ・有田川町内外の障害児通所施設に通い、自宅からの距離が4キロメートルを超える児童の保護者の負担軽減のため、「有田川町障害児通所施設遠距離通所補助金交付制度」による補助の周知を行います。

(3) 総合的な就労支援施策の推進

○訓練等給付事業における支援の推進

- ・「生活訓練」や「機能訓練」を推進することにより、日常生活を送るために必要な能力や身体の機能向上を図ります。
- ・「就労移行支援」を推進し、一般企業への就労を希望する方に対して一定期間、雇用移行支援を行い、それぞれにあった職場探しを支援します。また、一般企業で働くことが困難な人に対して「就労継続支援」を推進し、働く場の提供を行うとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

○トライアル雇用事業の活用

- ・ハローワークや事業所と連携し、障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）を活用し、障害のある人を一定期間、試行的に雇用する機会を提供して本格的な雇用に取り組むきっかけづくりに努めます。

○ジョブコーチ制度の活用

- ・障害者職業センター等と連携して、職業適応援助者（ジョブコーチ）の利用を積極的に推進し、障害のある人の職場適応への適切な助言等を行い、安定的な雇用を支援します。

○職場への移動・通勤支援

- ・働く意欲と能力のある障害のある人が企業で働けるよう、運転免許証の取得や自動車改造の費用の助成により、通勤・移動手段の確保に努めます。
- ・在宅の障害のある人で、2キロメートル以上の距離を公共交通機関を利用し、障害者支援施設等に通所するために要する費用を助成する「有田川町障害者施設通所交通費助成金交付制度」を周知し、利用を促進します。

○福祉的就労の充実

- ・障害のある人一人ひとりが障害の状態や状況に応じた就労の場を確保・充実できるように、施設や作業所等との連携強化、支援を図ります。
- ・就労継続支援事業所や地域活動支援センターなどの工賃アップに向けた取り組みを支援します。

○施設・作業所への支援

- ・作業所等における授産製品のPR及び生産支援等、作業所の安定的事業経営への支援を図ります。

○相談・助言体制の充実

- ・ハローワーク・相談支援事業所・障害者就業・生活支援センター等の情報を共有し、適切な相談・助言に努めます。

○広域的な就労ネットワークの形成

- ・特別支援学校や特別支援学級、ハローワーク、事業所、行政等の関係機関によるネットワークを形成し、就労前から就労後にわたって障害者の就労支援が図れる体制づくりに努めます。

○障害者優先調達推進法の推進

- ・障害者優先調達推進法により、町としての取り組みを方針として掲げ、各障害者施設・作業所からの物品等の調達に努めます。また、毎年、前年度を上回る実績を目指していきます。

(4) 雇用の拡大

○民間企業への啓発・雇用拡大の促進

- ・障害者雇用率制度の周知等、雇用に向けた啓発を図るとともに、職親制度、就労を支援する各種制度の周知により、障害のある人の雇用の拡大をめざします。
- ・ハローワーク、障害者就業、生活支援センター等の相談事業所と連携し、民間企業における就労を包括的に支援します。
- ・ハローワーク、障害者就業、生活支援センター等の相談事業所と連携し、企業の障害のある人の雇用に関する相談体制の充実を図ります。

○公的機関における雇用拡大の推進

- ・公的機関において障害のある人の雇用を推進するとともに、作業所等に委託可能な仕事の検討を行い、職域の拡大を図ります。

4. 住みよい生活環境基盤整備 ～生活環境、防犯、防災～

課題と方針

和歌山県では「和歌山県福祉のまちづくり条例」を制定しており、国・県共にすべての人が住みやすいまちづくりに向けて施策を展開しています。

現在、町役場等の公共性の高い施設や道路、駅周辺等、住民の日常的利用の多い箇所を中心にバリアフリー化を進め、自宅改修の推進やバスの運行、移動の際のタクシー券給付等、様々な生活支援を行い、地域環境の充実を図っています。しかし、幹線道路に出るまでの道路等で整備できていない箇所の即急な整備やコミュニティバスの増便が望まれており、さらなる充実を検討します。

介助者の高齢化や障害の重度化により、介助者の介護負担は増加しています。障害の有無に関わらず、地域で生き生きと安心して生活を送るためには、ボランティア団体及び障害のある人の団体等の地域福祉活動を充実させるとともに、関係機関・団体等の協力により、障害のある人を社会全体で支える体制づくりを推進していく必要があります。

防犯・防災の面では、現在、防災講習会の開催や避難訓練の実施、自主防災組織の育成等を進め、各自治会や自主防災組織等では、見守り運動や災害時の要援護者の把握を行っています。災害時の避難場所まで行けない、一人で避難できないといった不安に対し、要援護者台帳の作成等を進めています。声かけや安否確認、情報提供の方法を配慮する等、日常的な見守り活動とあわせて、災害時支援の仕組みづくりや、防犯体制の強化を図ります。

地域住民との共助により自立へ向けた支援を行うとともに、障害のある人自身も地域住民の一員としての役割を果たし、豊かに、安心して生活ができるまちづくりをめざします。

アンケート調査及び団体ヒアリングからのご意見

- ・障害者にとって住みよい、障害者をサポートする若者が住みやすい、働きやすい地域社会であってほしい。
- ・高齢になると、交通手段等が心配。山奥はバス停まで行くのも不便。病院やリハビリ施設に通いやすい交通手段を確保し、移動販売等の充実で買い物が楽になればいい。
- ・タクシー券がほしい。コミュニティバスの本数を増やしてほしい。
- ・通院や買い物時に利用できるよう、福祉関係の車や用事を頼める人を手配してほしい。
- ・段差や坂のある道路を整備してほしい。
- ・自然災害によって道が遮断されると、病院受診ができず命に関わる。
- ・災害時、何か起こる前に連絡してほしい。避難、誘導の実施計画が知りたい。
- ・年に1回くらい、災害時の対処について訓練をしたい。
- ・聴覚障害者用に防災メールがあればいい。災害時にはどこに連絡すればいいのか知りたい。

(1) 住みよいまちづくりの促進

○ユニバーサルデザインの普及・啓発

- ・だれもが住みやすいまちづくりを進めていくため、建築物や公園、道路、住宅等の設置者や建築技術者はもとより、住民一人ひとりに対して、ユニバーサルデザインの考え方について、普及・啓発を図ります。

○公共施設等の整備・改善

- ・公共施設等の身体障害者用トイレ、オストメイト対応のトイレやエレベーター、スロープ等の設置、改善を推進します。また、身体障害者用駐車場の確保に努めます。

○民間施設の整備・改善へ向けた啓発

- ・民間による施設の建設や既存施設の改修において、「和歌山県福祉のまちづくり条例」に基づき事前協議を行い、条例に示された整備基準を遵守するよう指導・助言を行います。

○道路・交通安全施設の整備

- ・歩道の拡幅や段差、傾斜の解消、白線等の誘導ラインや点字ブロックの設置等、安全な歩行空間が確保できるように道路施設の改良に努めます。
- ・道路標識や案内の改良、音響式信号機の設置等、設備の改善を関係機関に要望します。

○移動環境の整備

- ・コミュニティバスの運行を充実させるとともに、移動の際のタクシー券給付等により、移動環境を整備します。
- ・屋外で移動が困難な障害のある人に対する「移動支援事業」を推進します。
- ・自動車運転免許取得や自動車改造費の助成等、移動・交通に係る各種助成制度の周知を図ります。
- ・身体に障害のある人が公共施設等を利用する際の、身体障害者補助犬の普及・啓発に努めます。

(2) 住環境の整備

○公営住宅におけるバリアフリー化

- ・公営住宅の建設・改修時には、高齢者や障害者に配慮したバリアフリー化を推進します。
- ・公営住宅における手すり設置の申請については、速やかに許可するよう努めます。

○住宅改造費助成制度の周知

- ・住宅改造の経済的負担を軽減するため、住宅改造費助成制度の周知と利用促進を図ります。

○地域における生活場所の確保へ向けた支援

- ・障害のある人の住み慣れた地域での暮らしを支援するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進する観点からも、グループホーム等の整備、民間賃貸住宅や空き家の活用等、地域における居住の場の確保に努めます。

(3) 地域福祉の推進

○住民参加による福祉のまちづくりの推進

- ・障害の有無に関わらず、地域に住むすべての人が安心して生活できるまちをめざし、自治会やボランティア団体等における地域福祉活動を充実させるとともに、地域における福祉の人材育成や子どもたちの地域活動への参加を促し、住民参加による福祉のまちづくりを推進していきます。
- ・自治会相互の連携及び体系化、家族や障害のある人の団体、行政、住民・NPO・民間企業等の協力による、障害のある人を社会全体で支える体制づくりを推進していきます。

○ボランティア活動の推進

- ・社会福祉協議会との連携による住民ボランティア意識の向上に向けた啓発や、ボランティア育成講座の開催等により、人材育成及び確保に努めます。
- ・公共施設の活用、活動費の助成、活動する機会や場づくり等、社会福祉協議会を活動拠点としてボランティア活動を推進していきます。
- ・勤労者がボランティア休暇を活用しやすい環境の整備と啓発に努めます。

○障害のある人々の団体の育成・活動支援

- ・障害のある人々の団体が取り組む活動の情報発信を行い、活動への理解や参加を促進します。
- ・団体の主体性を尊重しながら、団体活動への支援を図ります。

(4) 防災対策の推進

○地域における防災体制の強化

- ・防災訓練や防災に関するパンフレットの配布を通じて、障害のある人を含めた地域全体の防災意識の向上を図ります。
- ・地域の実情にあった自主防災組織の育成に努め、関係機関との連携、協力体制を強化し、災害に強い地域づくりを推進します。

○緊急時における支援体制の整備

- ・地区を担当する民生委員、児童委員や自主防災組織、地区と連携しながら、要援護者台帳への登録や避難マニュアルの整備を進めます。要援護者台帳については、常に新しい情報にしておけるよう、関係機関が連携して情報の集約に努めます。
- ・要援護者台帳登録者のうち、避難が特に困難な人においては、個別に支援計画を立て、対応します。
- ・防災無線やエリアメールによる緊急時の情報伝達を行う等、それぞれの障害のある人に配慮した情報提供を行います。
- ・和歌山県が配信している、有田川町の気象情報、有田川水位情報、雨量情報、避難勧告などの情報を携帯電話やパソコンのメール機能で受け取ることができる「防災わかやまメール配信サービス」による防災メールへの登録を啓発し、活用できるよう推進します。

(5) 防犯対策の推進

○地域における防犯体制の強化

- ・地域での見守り活動を強化し、成年後見人制度を活用する等、防犯体制の強化と権利擁護に努めます。

第5章 第4期障害福祉計画

1. 障害福祉計画について

(1) 計画の概要

障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度を計画期間とする「有田川町第4期障害福祉計画」と位置づけます。

国の基本指針や和歌山県の「紀の国障害者プラン2014」等を踏まえ、平成 29 年度までの数値目標を設定するとともに、サービスごとの見込量を定めて、必要なサービス量の確保を図ります。

(2) 障害者総合支援法の概要

平成 24 年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、これまでの「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となりました。その概要について以下に示します。

① 障害者の範囲の見直し

制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に、新たに難病等を追加し、障害福祉サービス等の対象としています。

② 障害支援区分への名称・定義の改正

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」としています。

③ 重度訪問介護の対象拡大

重度訪問介護の対象者を「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものとする」としており、現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害のある人・精神障害のある人に拡大しています。

④ 共同生活介護の共同生活援助への一元化

共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護(ケアホーム)が共同生活援助(グループホーム)に統合されています。

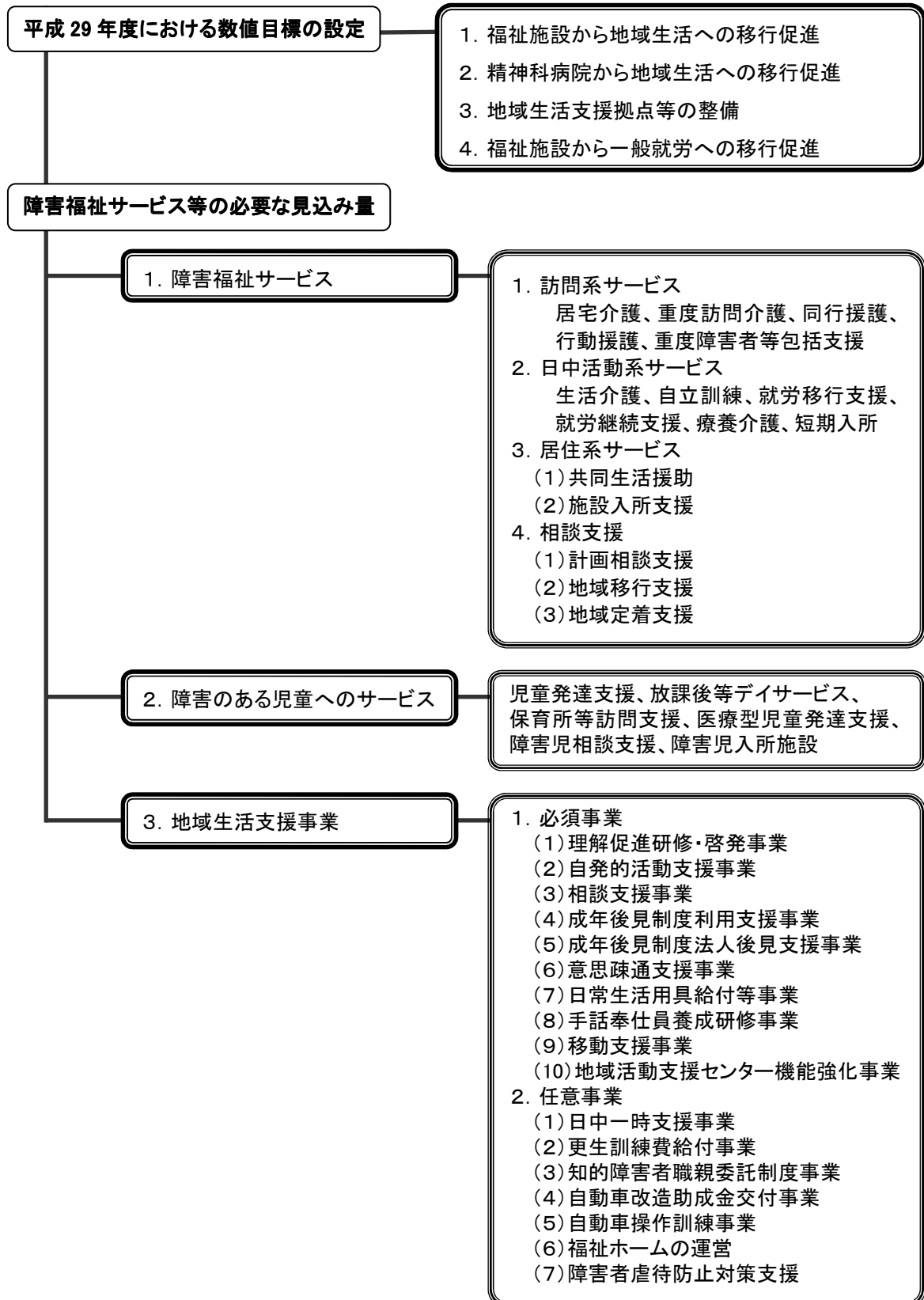
⑤ 地域移行支援の対象拡大

地域生活への移行のために支援を必要とする人を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人に加えて、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人であって厚生労働省令で定めるものが追加されました。

⑥ 地域生活支援事業の追加

地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化を図るため、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、① 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発、② 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援、③ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修、④ 意思疎通支援を行う者の養成が追加されました。

2. 施策の体系



3. 平成 29 年度までの成果目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

■基本指針

国、県の数値目標に基づき、地域生活への移行及び平成 29 年度末時点の施設入所者数の削減を目指します。

■成果目標

項目	数値	考え方
平成 25 年度末の施設入所者 (A)	20 人	基準年度
【目標】地域生活移行者数 (B)	2 人	地域移行者数(施設退所予定者数)
	10.0%	(B) / (A) ※12%以上
平成 29 年度末の施設入所者の見込み(C)	19 人	平成 29 年度までの実績値
【目標】施設入所者削減見込み (D)	1 人	(A) - (C) = (D)
	5.0%	(D) / (A) ※4%以上

■目標の達成に向けた方策

障害のある人やその家族が、福祉施設から地域生活へ移行する際の不安が軽減されるよう啓発を進め、各種在宅サービスの充実やグループホーム等居住の場の確保により、地域生活へ向けた支援体制の整備に努めます。居住の場の確保にあたっては、圏域内の不動産事業者への事業必要性の啓発、空き物件情報や転用可能な公共施設の情報提供をはじめ、事業所や病院との協議のもと新規開設等に努めます。

入所者の家族の合意形成を図りながら、事業所との連携により、地域での生活を希望する人の地域移行を支援していきます。

(2) 精神科病院から地域生活への移行促進

■目標の達成に向けた方策

入院中の精神に障害がある人の、精神科病院から地域生活への移行については、都道府県のみが定めることとされています。本町においては、県の目標数値を踏まえながら、自立支援協議会等の関連団体と連携し、精神に障害のある人の、計画相談支援等の障害福祉サービスの充実に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備（新規）

■基本指針

障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、圏域で連携して整備を目指します。

■成果目標

項目	数値	考え方
【目標】障害のある人の地域生活支援拠点の整備	1か所	障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点等を整備する。

■目標の達成に向けた方策

有田圏域で連携し、障害のある人の地域生活を支援するための支援拠点を整備し、町内の事業所や関連団体等と連携し、日常生活における相談や緊急時の対応を行います。

(4) 福祉から一般就労への移行促進

■基本指針

国、県の数値目標に基づき、就労移行支援事業の利用及び福祉施設から一般就労への移行の増加、就労支援事業所の就労移行率の向上を目指します。

■成果目標

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労への移行者 (A)	0 人	基準年度
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (B) の増加	1 人	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数
	-	(B) / (A) ※ 2 倍以上
平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者 (C)	3 人	基準年度
【目標】就労移行支援事業の利用者 (D) の増加	5 人	平成 29 年度までの就労移行支援事業の利用者数
	66.7%	{ (D) - (C) } / (D) ※ 6 割以上
平成 26 年度の就労移行支援事業所数 (E)	1 か所※	基準年度
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加 (F)	1 か所	(E) のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所数
	100.0%	(F) / (E) ※ 5 割 (50%) 以上

※平成 26 年度 9 月時点、有田圏域で 1 か所。

■目標の達成に向けた方策

有田圏域地域自立支援協議会の就労部会と関係機関との連携により、広域的な観点から就労支援を実施していきます。自立訓練、就労移行等の訓練により、本人の知識と能力の向上に努めます。また、ハローワーク等、就労関連機関との連携のもと、本人の適正にあった職場を開拓するとともに、トライアル雇用等の就労支援制度を活用し、正規雇用をめざします。同時に、就職後のフォローを行い職場への定着を支援します。

また企業に対しては、上記就労部会、ハローワーク等と連携し障害のある人の雇用の啓発に努めます。

4. 障害福祉サービス等の見込みと確保の方策

(1) 訪問系サービス

■内容

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う「居宅介護（ホームヘルプ）」、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う「重度訪問介護」、視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行う「同行援護」、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う「行動援護」、介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う「重度障害者等包括支援」を提供します。

■見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 重度訪問介護	人/月	40	41	42
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	768	787	806

■目標の達成に向けた方策

ニーズに応じたサービス必要量の確保に努め、多様な事業者の参入を促進します。また、サービスを必要とする人が適切に利用できるようにサービスの周知に努めます。障害福祉サービス事業所に対して、専門的人材の確保や質的向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加の促進などを働きかけていきます。

(2) 日中活動系サービス

■内容

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する「生活介護」、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労移行支援」、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援（A型、B型）」、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う「療養介護」、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う「短期入所（ショートステイ）」を提供します。

■サービス見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人/月	43	44	45
	人日/月	796	814	833
自立訓練（機能訓練）	人/月	2	3	3
	人日/月	42	63	63
自立訓練（生活訓練）	人/月	1	1	1
	人日/月	20	20	20
就労移行支援	人/月	3	4	5
	人日/月	59	79	99
就労継続支援（A型）	人/月	26	27	28
	人日/月	564	586	608
就労継続支援（B型）	人/月	35	36	37
	人日/月	651	670	688
療養介護	人/月	8	9	9
短期入所	人/月	8	9	10
	人日/月	109	122	136

■目標の達成に向けた方策

各サービス必要量の確保に努め、対象者の円滑な移行を促進し、希望する人がサービスの提供を受けることができるよう努めます。また、利用者への制度周知を図り、サービス内容に関する理解を促進し、サービス量の確保に努めます。

社会福祉法人や NPO 法人等、サービス提供事業者に対しては、サービス利用者の動向やサービス内容等に関する情報提供を行い、事業参入の促進を図ります。自立支援協議会においては、就労支援機関や企業等と連携し、就労支援策の強化に向けて取り組みを進めます。

就労継続支援から一般就労への移行を図り、また一般就労が継続できなかった場合のフォローアップとしても就労継続支援を活用し、継続的な就労支援に努めます。

(3) 居住系サービス

■内容

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う「共同生活援助（・共同生活介護）」、障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う「施設入所支援」を提供します。

■サービス見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	人/月	25	26	27
施設入所支援	人/月	19	19	19

■目標の達成に向けた方策

退院可能な精神障害のある人や施設に入所中の障害のある人の地域生活移行を進めていくことが求められていることから、サービス事業者に向けて転用可能な公営施設の情報提供、民間賃貸住宅事業者への働きかけや物件の情報提供を行い、グループホームへの誘導・整備を進め、地域の事業所や病院と連携し、広域で調整しながら、適切な居住基盤の確保に努めます。

(4) 計画相談支援

■内容

障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成、一定期間ごとに計画内容の見直しも行う「計画相談支援」、障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う「地域移行支援」、居宅において単身で生活している障害のある人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う「地域定着支援」を提供します。

■サービス見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人/月	40	41	42
地域移行支援	人/月	2	2	2
地域定着支援	人/月	1	1	1

■目標の達成に向けた方策

計画相談支援については、平成 24 年に法改正が行われ、すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者が対象となっています。また、継続サービス利用支援（モニタリング）についても、計画相談支援利用者を対象として、新規利用者や施設入所者、地域移行者等の状況を勘案して見込み量を設定しています。ケアマネジメントを担う人材を確保するとともに、県との連携及び自立支援協議会等における研修等を通じて、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の養成を進めます。

5. 障害のある児童への支援

平成24年4月の児童福祉法の改正により、障害種別等で分かれていた障害児施設が、通所による支援を「児童発達支援」、入所による支援を「障害児入所支援（障害児入所施設）」にそれぞれ一元化され、「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」が創設されました。国においては、身近な地域で支援が受けられるよう量的な拡大と、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る等、障害児支援の強化を図っていくこととされています。

■内容

障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行う「児童発達支援」、就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供する「放課後等デイサービス」、保育所等を現在利用中の障害のある児童が支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行う「保育所等訪問支援」、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行う「医療型児童発達支援」、サービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う「障害児相談支援」を提供します。

■サービス見込み量

	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人/月	60	63	66
	人日/月	702	737	772
放課後等デイサービス	人/月	15	16	17
	人日/月	248	264	281
保育所等訪問支援	人/月	1	2	3
	人日/月	1	2	3
医療型児童発達支援	人/月	4	5	6
	人日/月	44	55	66
障害児相談支援	人/月	7	8	9

■目標の達成に向けた方策

児童及び障害福祉分野との連携を図りながら、利用ニーズを把握しサービスの周知に努め、ニーズに応じたサービス必要量の確保に努めます。身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が、適切に療育を受けられる場を確保するための整備を行います。また、関係機関が連携して情報を共有し、障害のある児童を療育する家庭をサポートしていきます。

6. 地域生活支援事業の見込みと確保の方策

(1) 必須事業について

①理解促進研修・啓発事業（新規）

■内容

地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行っていきます。

■サービス見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有

■目標の達成に向けた方策

平成 27 年度からの新しい事業です。

地域における障害のある人の不安を解消し、共生・共助の社会づくりを推進するため、地域住民への理解を求めていくことが重要であることから、「有田地方障害児者ファミリーデー」をはじめとしたイベント等でのパンフレットの配布等を通じて住民理解を深めるとともに、啓発活動に取り組みます。

②自発的活動支援事業（新規）

■内容

障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援していきます。

■サービス見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	有無	有	有	有

■目標の達成に向けた方策

平成 27 年度からの新しい事業です。

障害のある人やその家族、地域住民の自発的な活動を支援するため、現在行っているピアサポートを今後も継続して実施していきます。また、災害対策として、障害のある人に配慮した避難訓練の実施に取り組みます。

③相談支援事業

■内容

障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援する「障害者相談支援事業」を実施していきます。

■サービス見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	か所	2	2	2

■目標の達成に向けた方策

障害者相談支援事業については、今後、重度の障害のある人の地域生活の増加や、施設や病院からの地域移行が見込まれます。現行の事業所による継続的な事業の実施を図り、基幹相談支援センターの整備等、有田圏域内の連携によりさらに充実した整備に努めます。

④成年後見制度利用支援事業

■内容

障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う「成年後見制度利用支援事業」を提供していきます。

■サービス見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	1	2	3

■目標の達成に向けた方策

障害のある人の必要な援助として権利擁護の取り組みを推進しつつ、成年後見制度の周知を図ります。必要に応じて成年後見制度の利用困難者に補助を行い、制度の利用を促進します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

■内容

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う「成年後見制度法人後見支援事業」を実施していきます。

■サービス見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有

■目標の達成に向けた方策

社会福祉協議会と連携し、法人後見制度の実施を進めていきます。

⑥意思疎通支援事業

■内容

前回計画の「コミュニケーション支援事業」から名称が変更されています。聴覚や音声・言語機能に障害のある人、又は聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」、聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を役所の窓口に設置する「手話通訳者設置事業」を実施していきます。

■サービス見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人 [*] /年	22	24	26
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0

*延べ人数。

■目標の達成に向けた方策

奉仕員養成講座及び講座修了者に対する研修等を継続的に実施し、敬老会等には町の委託で派遣する等、利用対象者の様々なニーズに的確に答えられるよう、手話通訳及び要約筆記者登録者の確保、質の向上に取り組みます。

また、子どもを対象とした講座を実施し、手話講習会を通して障害や障害のある人への理解を促進します。

役場では、手話での日常会話程度ができる職員の養成に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

■内容

障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与する「日常生活用具給付等事業」を実施します。特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等「介護・訓練支援用具」、入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等「自立生活支援用具」、透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等「在宅療養等支援用具」、点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等「情報・意思疎通支援用具」、ストマ装具、紙おむつ等、収尿器「排泄管理支援用具」、設置に小規模な住宅改修を伴うもので、障害のある人の移動等を円滑にする用具「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」を提供していきます。

■サービス見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	件	1	1	2
自立生活支援用具	件	5	6	7
在宅療養等支援用具	件	12	14	15
情報・意思疎通支援用具	件	5	6	7
排泄管理支援用具	件	600	610	620
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	3	4	4

■目標の達成に向けた方策

今後、給付品の質の向上を目指すとともに、利用者の負担を軽減する観点からより低廉な価格で提供していくため、特に継続的給付が必要なものについて購入方法を検討していきます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

■内容

聴覚に障害のある人との交流活動の促進のため、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う「手話奉仕員養成研修事業」を実施していきます。

■サービス見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	1	1	1

■目標の達成に向けた方策

今回計画より、任意事業から必須事業になりました。

聴覚に障害のある人等が自立した生活を送れるよう、地域における交流活動等の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

⑨移動支援事業

■内容

屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行う「移動支援事業」を実施していきます。

■サービス見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	人/年	38	43	48
	時間/年	1,954	2,211	2,469

■目標の達成に向けた方策

障害のある人の地域における自立生活や社会参加を促進する事業として重要であり、利用人数、利用量ともに増加することが見込まれることから、サービス提供事業者の確保に努めます。

⑩地域活動支援センター事業

■内容

働く事が困難な障害者の日中の活動をサポートする福祉施設である「地域活動支援センター」を提供していきます。

■サービス見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター事業	か所	1	1	1
	人/年	7	7	7

■目標の達成に向けた方策

利用者の状況に応じた多様なサービス提供の確保を図ります。

(2) 任意事業について

① 日中一時支援事業

■内容

活動場所が必要な障害のある人などに、活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練を行う「日中一時支援事業」を実施していきます。

■サービス見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業（A型）	人/年	14	15	16
日中一時支援事業（B型）	人/年	3	3	3

■目標の達成に向けた方策

利用者のニーズを適切に把握し、事業者と連携してサービスを担う人材の育成及び確保を図り、サービスの充実に努めます。

② 更生訓練費給付事業

■内容

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に、更生訓練費を支給することで社会復帰の促進を図る「更生訓練費給付事業」を実施していきます。

■サービス見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
更生訓練費給付事業	回/年	1	1	1

■目標の達成に向けた方策

給付対象者の正確な把握に努めるとともに、訓練費の支給等により、安定的な更生訓練を行えるよう支援を行っていきます。

③知的障害者職親委託制度事業

■内容

障害のある人を一定期間、事業経営等を行っている個人に預け、職場体験を通じ、日常生活面の指導と就労に向けての技能習得訓練を行う「知的障害者職親委託事業」を実施していきます。

■サービス見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
知的障害者職親委託制度事業	人/年	1	1	1

■目標の達成に向けた方策

企業への啓発活動等の機会を活用し、職親となる事業経営者の確保及び協力者の新規掘り起こしに努めます。

④自動車改造費助成

■内容

自動車の改造に要する費用の一部を助成する「自動車改造費助成」を実施していきます。

■サービス見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動車改造費助成	回/年	2	2	2

■目標の達成に向けた方策

広報等を利用し、制度の周知を行います。

⑤自動車運転免許取得費助成

■内容

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する「自動車運転免許取得費助成」を実施していきます。

■サービス見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動車運転免許取得費事業	回/年	1	1	1

■目標の達成に向けた方策

広報等を利用し、制度の周知を行います。

⑥福祉ホームの運営

■内容

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害のある人について、低額な料金で、居室その他の設備の提供、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行っていきます。

■サービス見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉ホームの運営	有無	有	有	有

■目標の達成に向けた方策

関係機関と連携し、充実に努めます。

⑦障害者虐待防止対策支援

■内容

虐待時の対応のための体制整備、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施、専門性の強化、連携協力体制の整備、普及啓発、その他地域の実情に応じて実施する事業等を行っていきます。

■サービス見込み量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者虐待防止対策支援	有無	有	有	有

■目標の達成に向けた方策

関係機関と連携し、充実に努めます。

第6章 推進体制

1. 住民・事業者・地域などとの協働の推進

障害者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

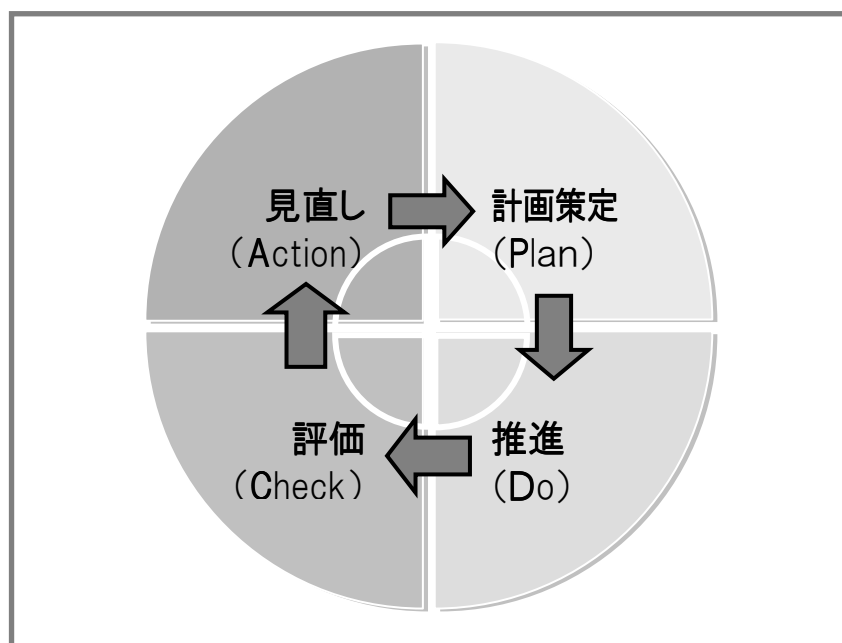
2. 個々の障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障害のある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制などの充実を図っていきます。

3. 計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、PDCA（計画—実施—評価—改善）のサイクルを障害者福祉に導入するように挙げられています。

そのため、本計画も各施策の実施状況などについて、進捗管理を行っていきます。



資料編

1. アンケート調査の結果概要

I. 調査について

この調査は、「有田川町障害者計画及び第4期障害福祉計画」を策定するにあたり、障害のある人の実情やニーズ、さらには障害者施策へのご意見を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査対象者	障害のある人対象調査		
	身体障害者 手帳所持者	療育手帳 所持者	精神障害者 保健福祉 手帳所持者
配布数	1,000 通		
抽出方法	無作為抽出		
調査方法	郵送配布・郵送回収		
有効回収数	489 通		
回収率	48.9%		
調査期間	平成 26 年8月5日～平成 26 年8月 25 日		

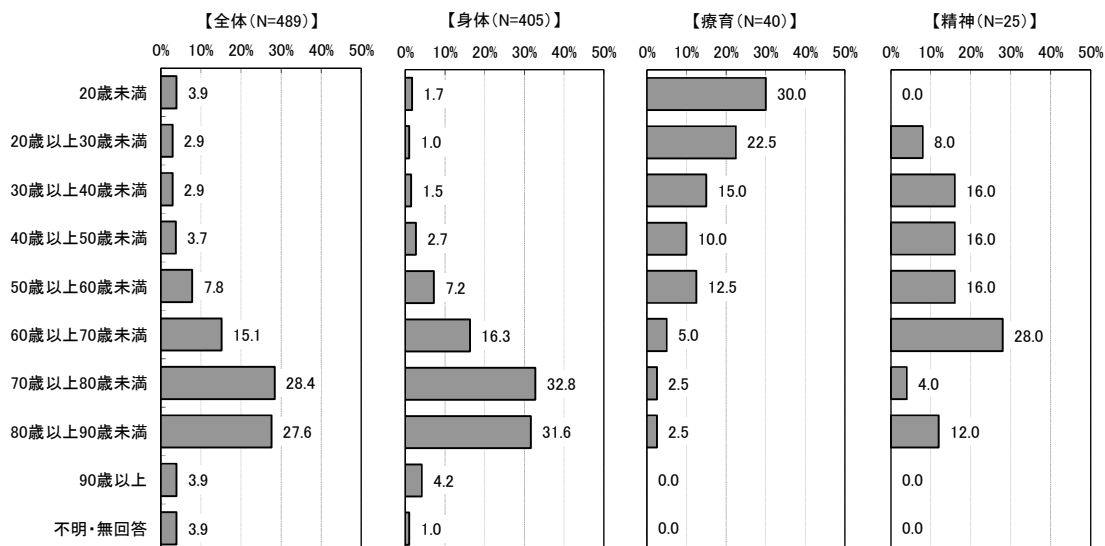
II. 調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 分析における「身体」「療育」「精神」障害者とは、調査表における問1において回答のあった「お持ちの障害者手帳」によって分類しています。身体障害者手帳をお持ちの方を「身体」、療育手帳をお持ちの方を「療育」、精神障害保健福祉手帳をお持ちの方を「精神」と表記しています。また、重複する障害についてはそれぞれに数えられ、集計されています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- グラフ中の回答割合について、グラフが繁雑になる場合は省略しています。

Ⅲ. アンケート調査結果の概要

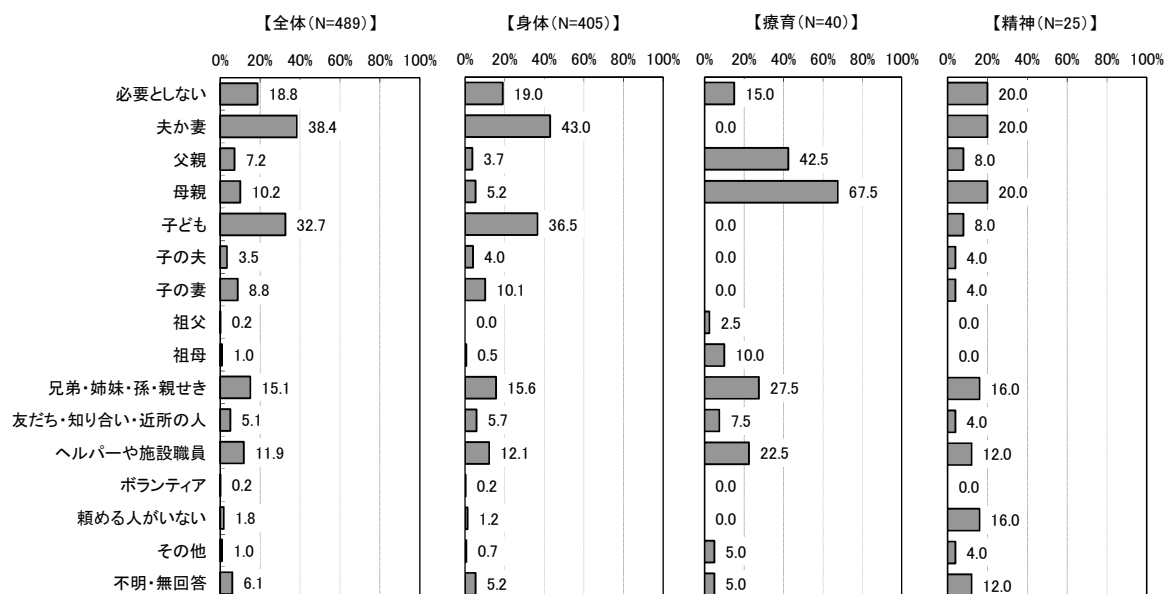
(1) 障害のある人の状況

年齢については、身体に障害がある人の半数以上が70歳以上となっており、高齢で障害をもつ人が多くなっています。知的障害のある人（療育手帳所持者）では30歳未満が半数以上、精神障害のある人では60歳以上70歳未満で約3割を占めています。



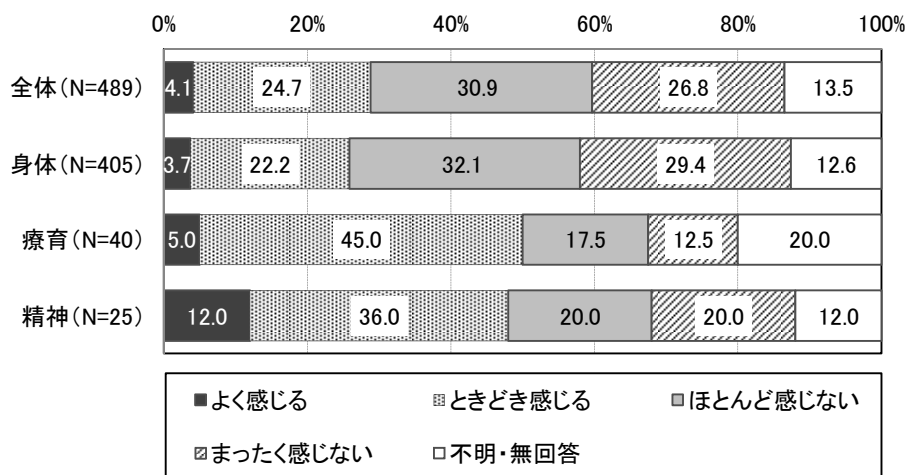
(2) 介助の状況

主な介助者は、身体に障害のある人では夫か妻が最も多く、知的障害のある人（療育手帳所持者）では母親が6割以上となっています。



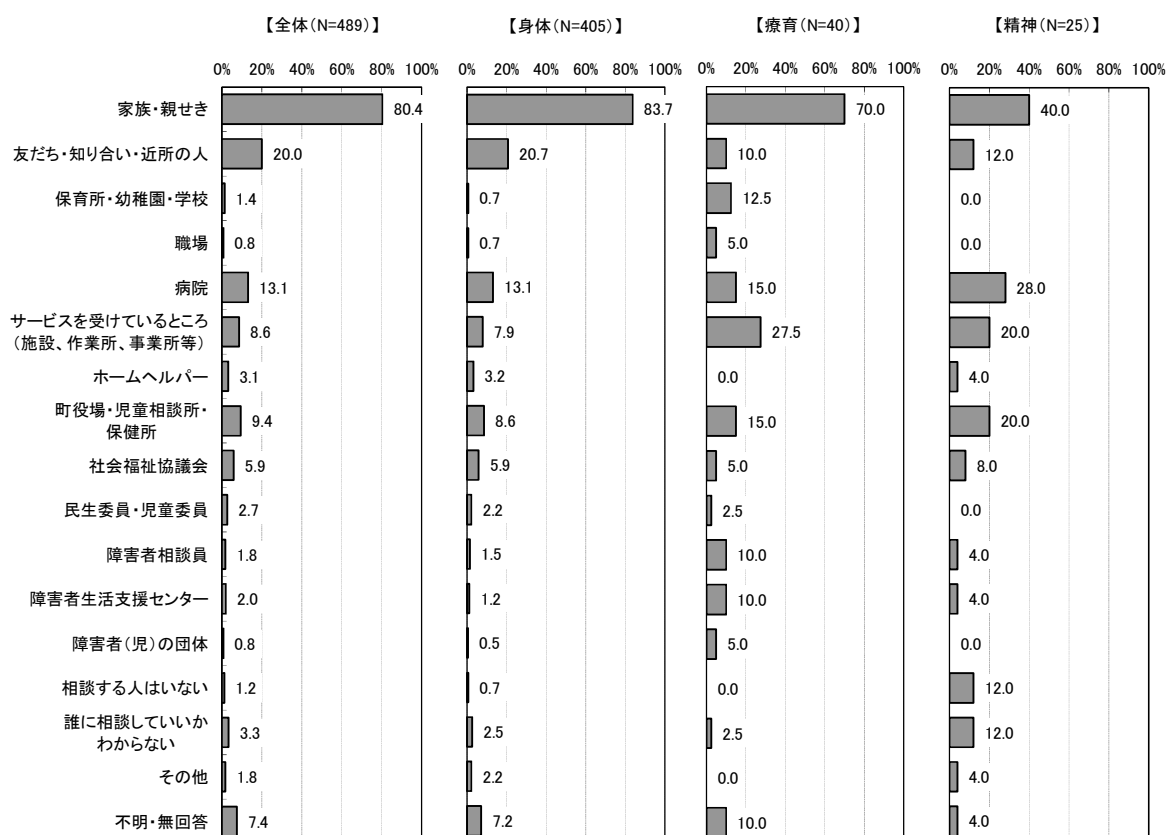
(3) 啓発の状況

日常生活における差別や偏見について、「感じる」(「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計)としたのは、身体に障害のある人で2割強、知的障害のある人(療育手帳所持者)で5割、精神障害のある人で4割強となっています。



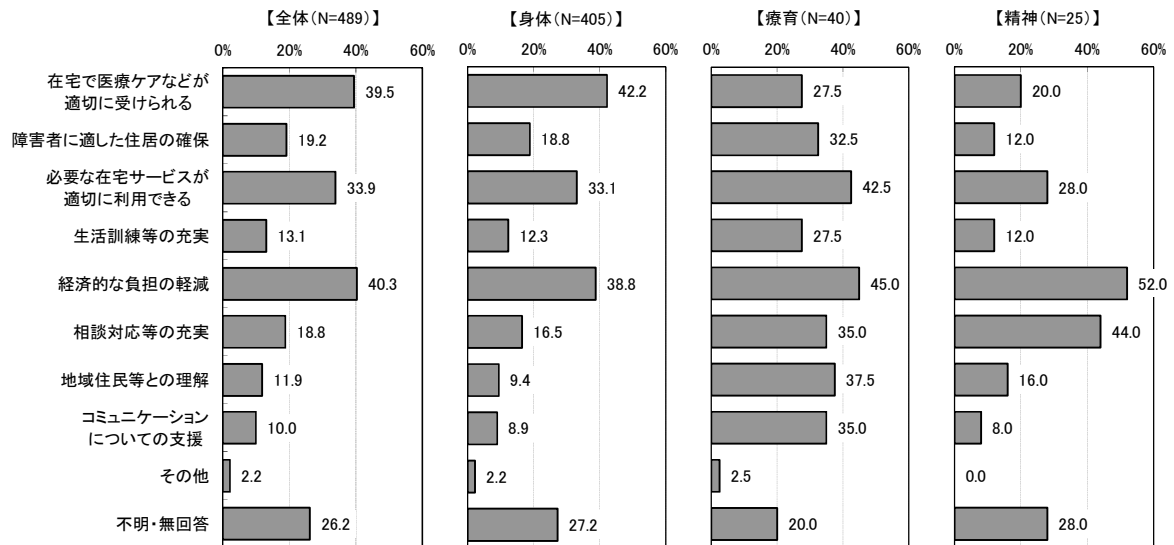
(4) 相談の状況

悩みや困ったことを相談する先として、家族・親せきの割合が最も高くなっています。次に、身体に障害のある人は友だち・知り合い・近所の人、知的障害のある人(療育手帳所持者)はサービスを受けているところ(施設、作業所、事業所等)、精神に障害のある人は病院の割合がそれぞれ2割以上となっています。



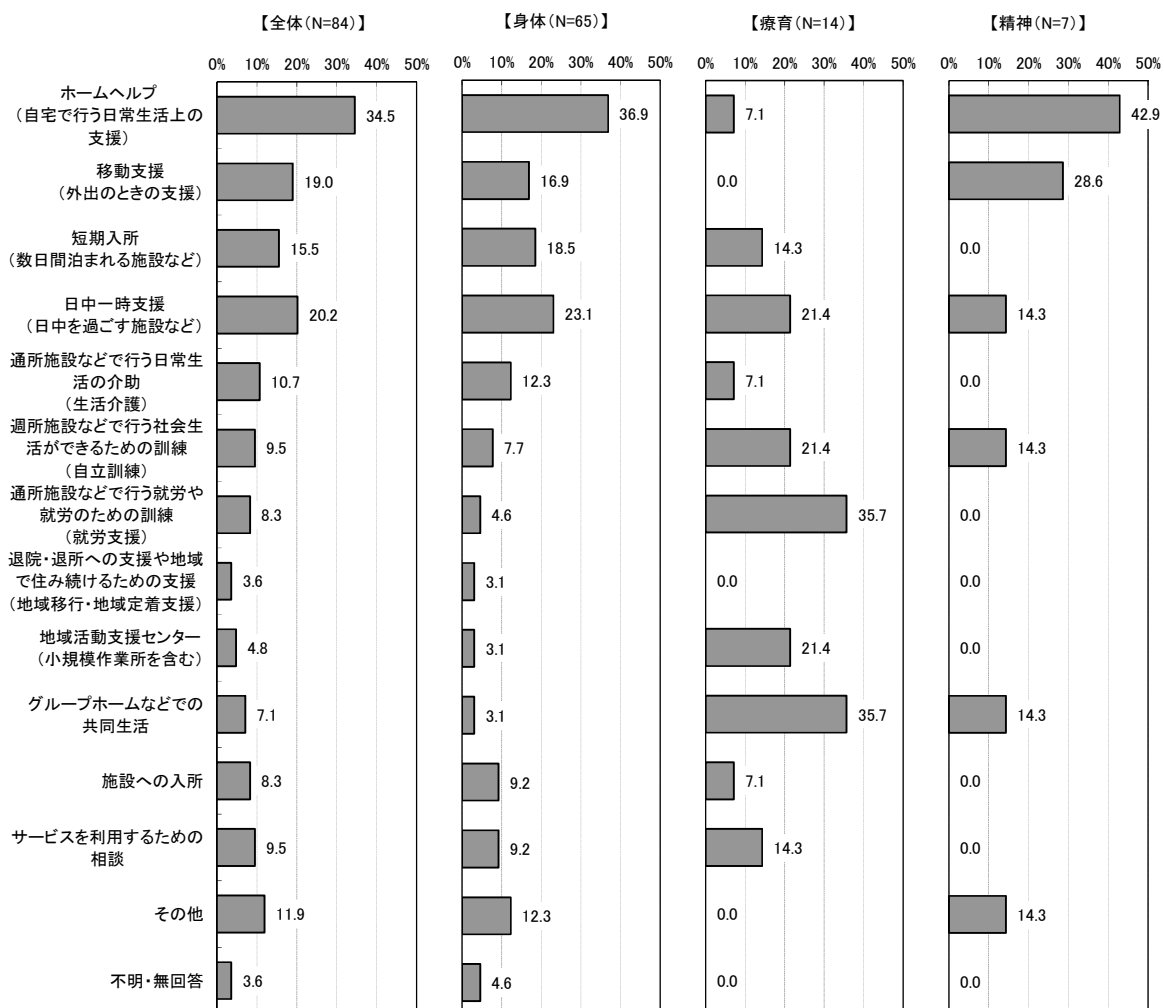
(5) 地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援については、障害に関わらず、経済的な負担の軽減の割合が高くなっています。さらに、身体に障害のある人では、在宅で医療ケアなどが適切に受けられること、知的障害のある人（療育手帳所持者）は必要な在宅サービスが適切に利用できること、精神に障害のある人は相談対応等の充実の割合が高くなっています。



(6) 福祉サービスの利用状況

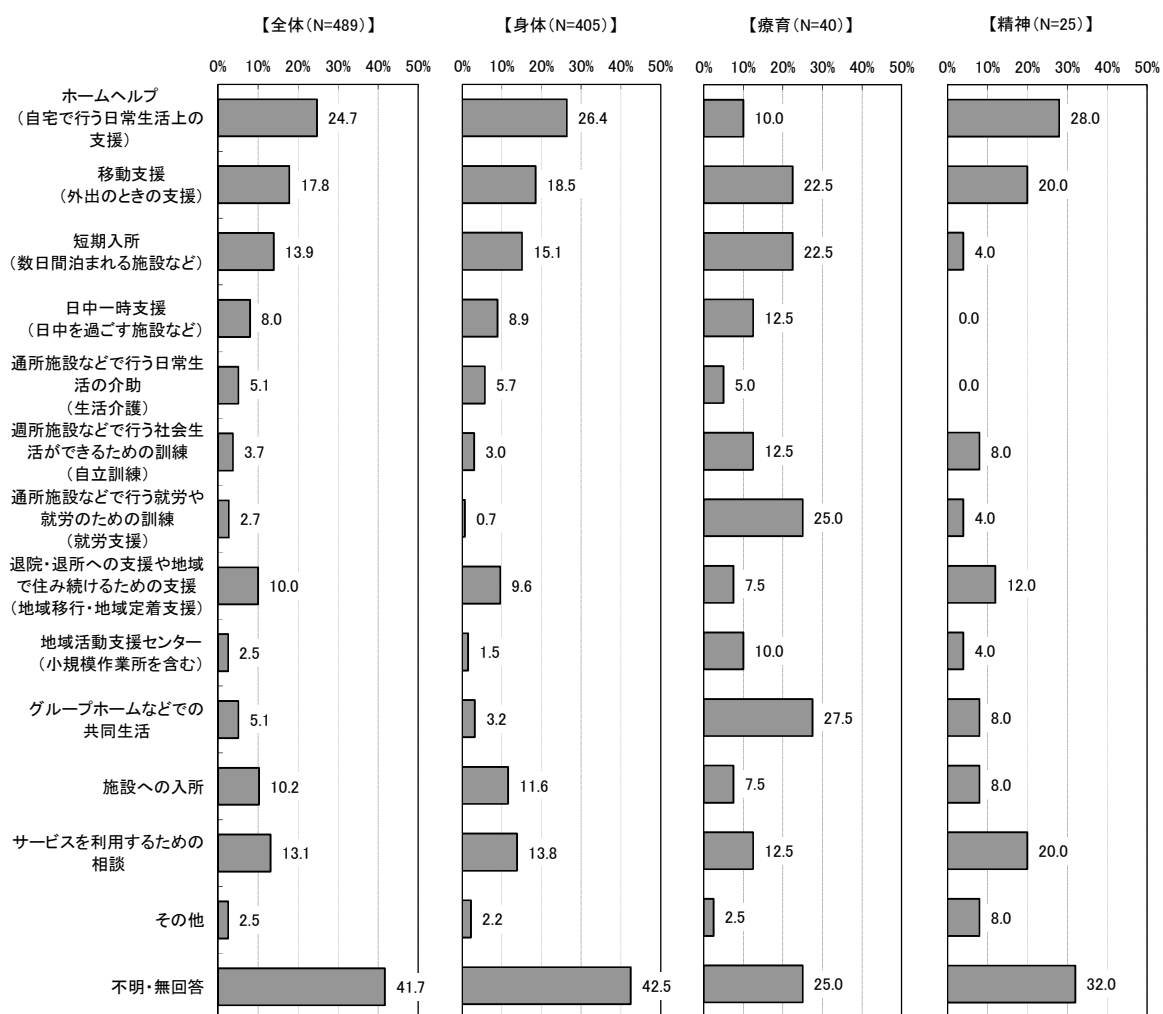
現在利用している福祉サービスについては、身体、精神に障害のある人で、ホームヘルプ（自宅で行う日常生活上の支援）の割合が最も高くなっています。知的障害のある人（療育手帳所持者）では、通所施設などで行う就労や就労のための訓練（就労支援）の割合が高くなっています。



(7) 福祉サービスの今後の利用意向

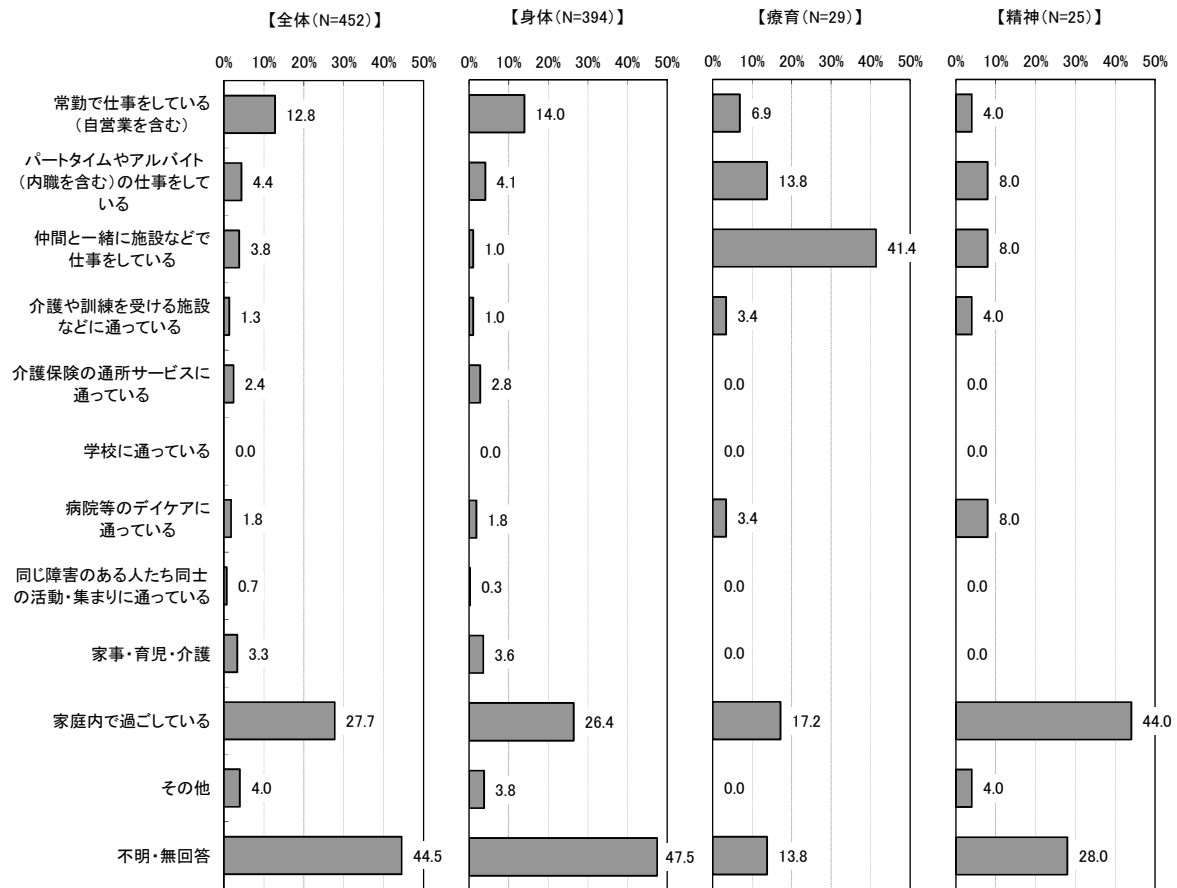
今後利用したい福祉サービスについてみると、身体、精神に障害のある人でホームヘルプ（自宅で行う日常生活上の支援）、知的障害のある人（療育手帳所持者）でグループホームなどでの共同生活の割合が高くなっています。

現在利用しているサービスと比較すると、身体に障害のある人で日中一時支援、退院・退所への支援や地域で住み続けるための支援、サービスを利用するための相談の割合が増えています。知的障害のある人（療育手帳所持者）では、移動支援、短期入所、精神に障害のある人では、退院・退所への支援や地域で住み続けるための支援、サービスを利用するための相談の割合が増えています。



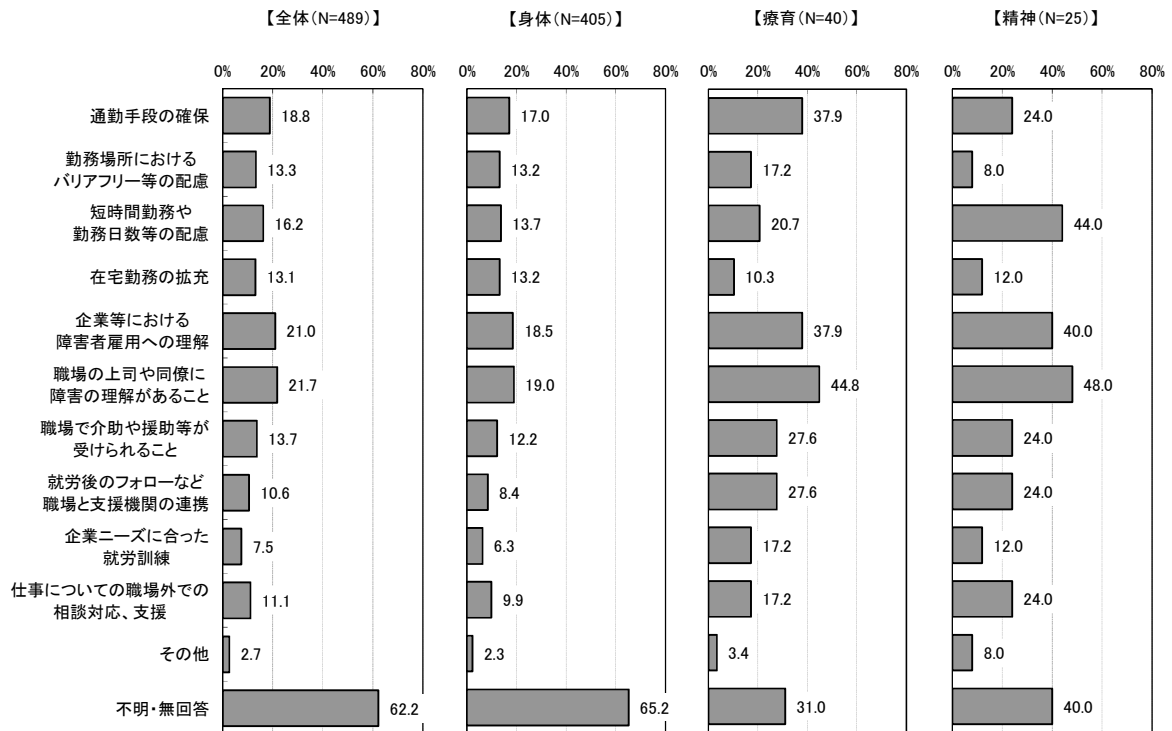
(8) 就労状況

就労状況についてみると、身体、精神に障害のある人ともに、家庭内で過ごしているの割合が最も高くなっています。知的障害のある人（章幾手帳所持者）では、仲間と一緒に施設などで仕事をしているの割合が高くなっています。



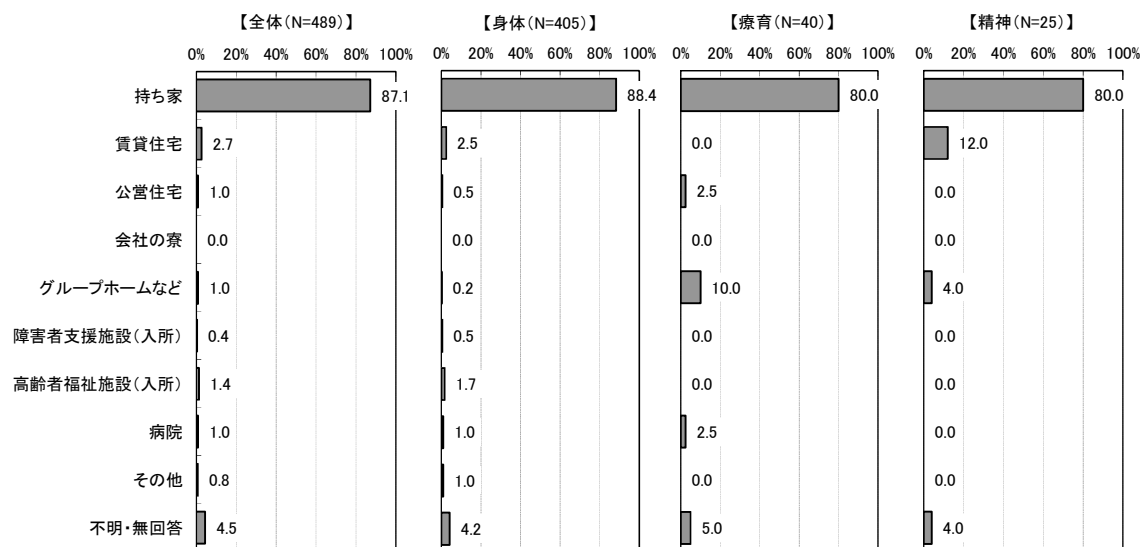
(9) 就労支援として必要なこと

就労支援として必要なことについてみると、障害に関わらず職場の上司や同僚に障害の理解があること、企業等における障害者雇用への理解の割合が高くなっています。また、知的障害のある人（療育手帳所持者）では通勤手段の確保、精神に障害のある人では短時間勤務や勤務日数等の配慮の割合が高くなっています。



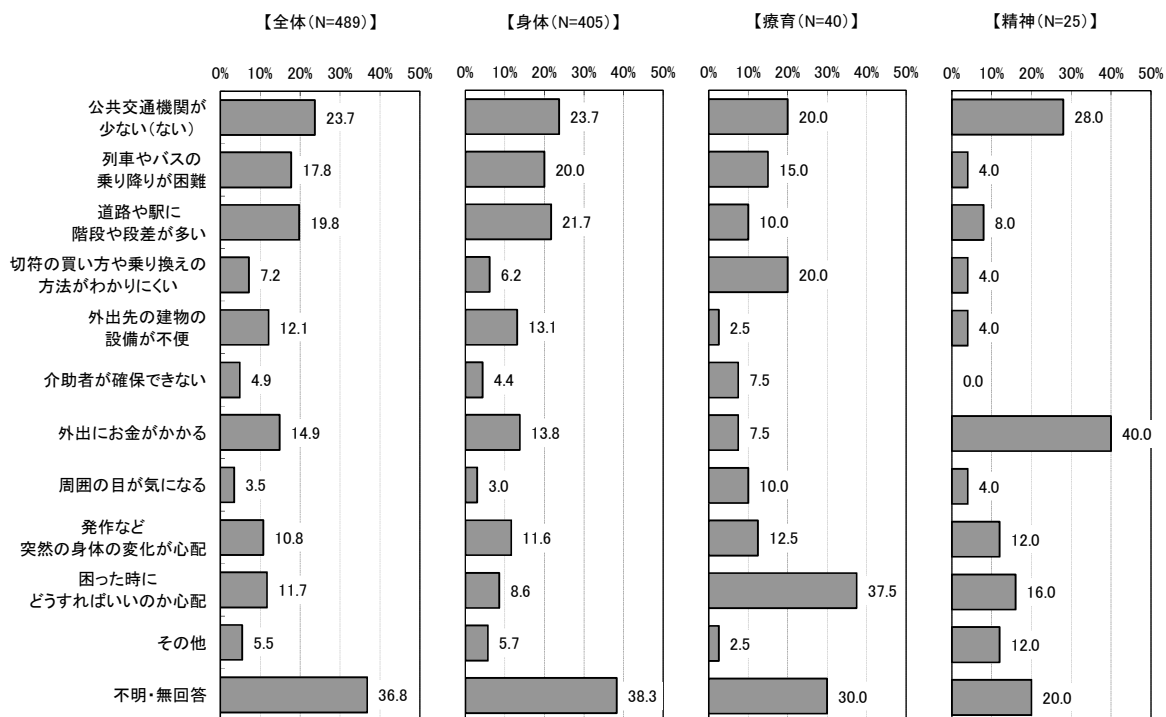
(10) 生活場所について

普段の住まい、暮らしている場所についてみると、8割の人が持ち家となっており、地域生活を継続させるための支援が必要となっています。



(11) 外出について

外出するときに困ることについてみると、身体に障害のある人では公共交通機関が少ない(ない)、道路や駅に階段や段差が多い、知的障害のある人(療育手帳所持者)では困ったときにどうすればいいのか心配、精神に障害のある人では外出にお金がかかるの割合が高く、公共交通機関の整備やバリアフリー化、移動支援などが求められています。

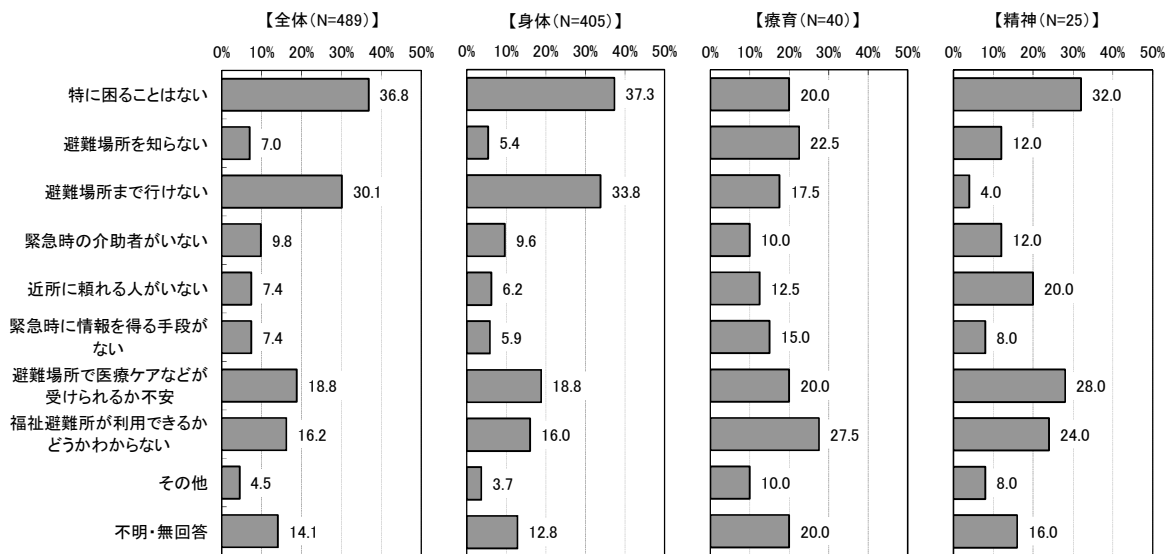


(12) 防災について

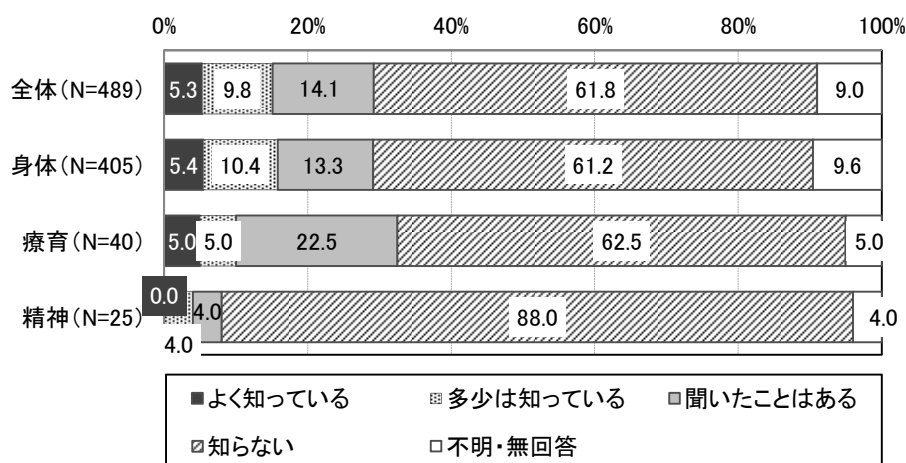
地震などの災害のときに困ることについて、全体として特に困ることはないとなっていますが、身体に障害のある人では避難場所まで行けない、知的障害のある人（療育手帳所持者）では福祉避難所が利用できるかどうか分からない、精神に障害のある人では避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安といった心配が高くなっています。

災害時要援護者台帳への登録についての認知度をみると、半数以上の人知らないと回答しており、災害時の避難支援について周知・啓発する必要があります。

○地震など災害のときに困ること



○災害時要援護者台帳への登録についての認知度

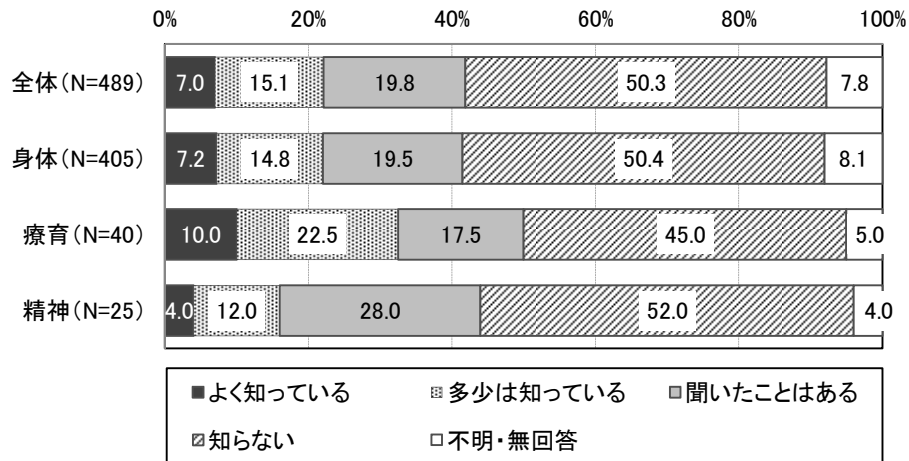


(13) 防犯について

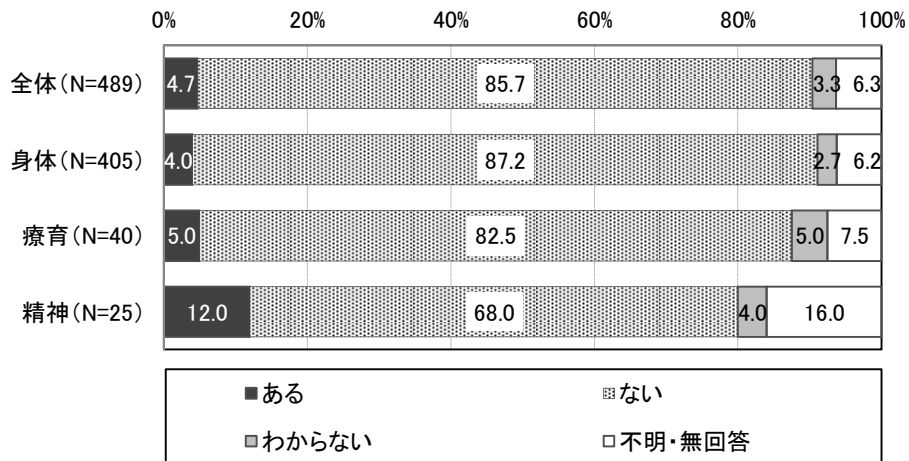
成年後見制度の認知度については、全体を通して半数以上の方が知らないと回答しています。

また、消費者トラブルに巻き込まれたことの有無については、精神に障害のある人であると回答した人が、身体、知的（療育手帳所持者）障害の人に比べ多くなっています。

○成年後見制度についての認知度



○消費者トラブルに巻き込まれたことの有無



2. 団体ヒアリング調査の概要

I. 調査の目的

この調査は、「有田川町障害者計画及び第4期障害福祉計画」を策定するにあたり、様々な活動をされている団体からの意見を通じて、障害のある人の生活状況や本町で暮らす上での課題などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

II. 調査対象

対象団体
○ 有田川町身体障害者福祉連盟、有田川町障害児者父母の会の方、精神障害者の集いに参加いただいた方

III. 調査実施日

調査実施日
○ ヒアリングシートによる調査 : 平成26年9月7日(木)福祉大会
○ 聞き取りによる調査 : 平成26年8月21日(木)精神障害者の集い 平成26年9月9日(火)有田川町身体障害者福祉連盟 有田川町障害児者父母の会

IV. 調査内容

調査内容
○ 障害福祉サービスについて
○ 団体活動について
○ 公共施設について
○ 災害時について
○ 有田川町をもっと住みやすい町にするためにどうすればいいか

3. 用語集

用語（五十音順）	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行い、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加を促進する事業。
医療型児童発達支援	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行うサービス。
インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること。（障害者の権利に関する条約第 24 条）
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担う。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する。
共同生活援助（・共同生活介護）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成や、一定期間ごとに計画内容の見直しを行うサービス。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に、更生訓練費を支給することで社会復帰の促進を図る。

用語（五十音順）	内容
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行うサービス。
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。
自動車運転免許取得費助成	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する。
自動車改造費助成	自動車の改造に要する費用の一部を助成する。
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行うサービス。
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行う。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービス。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動支援などを総合的に行うサービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。
就労継続支援 （A型＝雇用型・B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を役所の窓口に設置する。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、又は聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進のため、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う。
障害児相談支援	サービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う。

用語（五十音順）	内容
障害者相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援する。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。
地域活動支援センター機能強化事業	障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能を充実強化する。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害のある人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。
知的障害者職親委託事業	知的障害のある方を一定期間、事業経営等を行っている個人にお預けし、職場体験を通じて、日常生活面の指導と就労に向けての技能習得訓練を行う。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行うサービス。
日常生活用具給付等事業	障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与する。

用語（五十音順）	内容
日中一時支援事業	活動場所が必要な障害のある人などに、活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練を行う。
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適應するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し集団生活に適應するための訓練や支援方法の指導等の支援を行うサービス。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供するサービス。
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービス。